

是非_レ時節_ニ至社僧稱宣社人無_レ殘致散亂_ニ神主内田先祖壹人南江拾丁下_ノ内村致_ニ居住者江熊野村社司より申出之事

一上之社出雲國比婆山熊野大社、伊弉諾、伊弉册尊、速王男、事解男神を祭三社權現ト申出大成相違奉存候、上之社延喜式熊野大神櫛御氣野命大穴持命兩神又舊事記素盞鳴命熊野之杵築之神宮坐與御座候得者、上之社本神熊野之大神櫛御氣野命大穴持命素盞鳴命三社而御座候得者、比婆山之尊號之少も無御座候、證據之儀延喜式第八舊事記始之卷熊野村之尊號明白御座候所、熊野より相違申出難心得奉存候

一下之社天照太神、素盞鳴命五男三女與申出候、是又左様成事之少も無御座候、下之社天皇命壹座之御座候、延喜式三御座候熊野村上下之社私一見仕候處少も相違不申上候、下之社一之宮與申出候、是又左様之少も無御座候、當國一之宮杵築大社大穴持命之御座候

一熊野神山雲州第一之高山雲伯之塚とも相見候與申出候得共、全左様成高山之少も無御座候、私一見仕候所、高六七十間計細山之而御座候、兩社共平地山之上之少も無御座候、雲伯之塚より道拾里計へだより出雲國之真中之御座候得者、塚より遠見之も不被及伯州國

塚之少も無御座候、大成相違奉存候、且亦意宇能儀兩郡共伯州塚之出入太古より少も無御座、世俗天宮山共申候與申出候得共、同様成一名熊野村社少も無御座候

一熊野大神櫛御氣野命神主遠祖家名之様書出候得共、左様成事之少も無御座神主家名伊達與申候、延喜式八之卷出雲之國造日命後也與御座候、熊野村神主櫛御氣野命後也與少も無御座、櫛御氣命熊野村之本神與延喜式明白御座候

一(此間切斷)無御座候、國造殿先歲大庭村之社江天降玉希依之十月中之卯日日次之神事與名付國造殿大庭村之社江日次之神事御出被成候、杵築火切板與申の太古より杵築之大社之國造殿家秘事之御座候得者熊野村社より火切板出し申事之少も無御座候

一延喜式風土記熊野大之社與有之よりて比婆山之土地相見候與書出候得共、延喜式神名帳大之社與御座候所諸國所々多御座候へ者、是以比婆山與相見不申候、延喜式大之社比婆山有之與神書御座有間敷與奉存候、延喜式意宇郡神郡と稱し御座候是又御廟山比婆山舊跡意宇郡熊野なる事明白御座候與書出候延喜式荒々拜見仕候得共、左様成所見當不申候、譬左様御座候も此儀の意宇郡之内當社比婆山之舊跡又熊野山兩所御候之よりて神郡與御撰給ふ御事之

相違無御座候與奉存候

一 往古より御將軍家、御國主様、御代々社造營節の太守様御直名之を被爲納候棟札出雲國比婆山熊野大社與在之比婆山號意宇郡熊野たる事證據與書出候得共、全左様事之あり少も無御座候、往古より將軍家之勤少意無御座候遷宮代々棟札認之時分、將軍家國主様より棟札御改之使者少も無御座、又ハ遷宮之櫛杵築より御改も無御座、棟札神主自分認置候へば證據相成間敷ト奉候

一 永祿八年棟札之毛利元就判與書出候、難心得奉存候、何れ之大社小社共之棟札國主之判御座候烈先年より少も無御座候、社主自分之認置候棟札之國主より判與書出し候事難心得奉存候

一 熊野村神社玉串之以前ハ火出初與仕只今ハ火次與仕候事及承相不定紛敷様之奉存候

一 御祈禱玉串諸方之弘メ候與書出候へ共、左様之あり無御座候、松江御家中氏子計外へハ少も出し不申候、將軍家國主様御祈禱之砌献上仕候御稜之出雲國比婆山熊野大社與仕候様之申出シ候へ共、全左様之あり無御座候、指出候烈先年より少も無御座候、將軍家御祈禱之儀ハ熊野之不限何れ之社之あり仕來候、領主様指上候玉串又ハ社司御許狀比婆山與ハ少も無御座候慥

を承り證據相添指上申候

一 久米神社ハ能儀郡當所之相定り、延喜式之當神社より能儀郡之内久米神社ハ雲伯之塚を御書留之被成證據ハ延喜式明白之御座候

一 先年松江表社方御役人津川六郎右衛門殿、朝比奈伊兵衛殿、社役之時分御本所様より比婆山御尋之儀被爲仰遣候御返翰之も吟味候處、此方之あり相知れ不申母里役方へ被爲仰遣候ハ相知れ可申與御返書御座候得者、熊野村之比婆山無御座證據相聞へ申候、今度熊野より比婆山與書付指出候段、難心得奉存候

一 熊野村比婆山之あり無御座證據之儀ハ、上之社本神熊野大神櫛御氣野命大穴持命兩神又素盞鳴命三社を祭青垣山與延喜式詳之御座候、下之社ハ天皇命壹社之あり御座候、熊野村比婆山之冊命を葬與神書之少も御座有間敷與奉存候

一 當社之儀ハ、舊事記古事記之所謂出雲伯耆之塚比婆山之伊弉册尊葬ト御座候得者、當社御廟山則雲伯之塚之相違無御座候、且又比婆山之號日波村顯然之證據之御座候、譬熊野棟札之比婆山與仕候も社司自分之認置候得者證據之相成間敷與奉存候、延喜式熊野青垣山と明

神陵、比婆山所在の論争に就て

白之御座候得者神書兩所與相分候所慥成證據之奉存候、延喜式熊野より比婆山與申出候事私
少も承引仕候事罷不成與奉存候、神書之通當社比婆山之儀御本所様より乍憚松江御役所江御
決定之御書一通被爲仰遣被下候様之奉御願、其上當社兼々御願申上候通、額字頂戴仕度奉存
候、神社之儀之御座候間幾重之御願申上候以上

雲州能儀郡母里郷比波之内横屋邑

熊野三社大權現 神主

内田藤原朝臣清次判

寶曆十二年午ノ四月 日

御本所様、

御役人中様

- 一 熊野權現棟札之儀ハ、先年ノ一社一本之儀之御座候ヘハ神主心次第之相認置申候
- 一 玉串之儀者先年者火出ぞめ社只今之ゐハ火次之社と相認申候
- 一 熊野村社司御許狀之儀者、意宇郡熊野權現別火伊達氏御座候

一座列之儀者

- 一 杵 築
- 二 御 崎
- 三 左 田
- 四 當昭權現天瀧寺
- 五 す き
- 六 六社大庭
- 七 あたご法昌院
- 八 六社揖夜
- 九 六社熊野
- 十 八重垣六社左草
- 十一 六社いざかぎ
- 十二 六社大草

神陵、比婆山所在の論争に就て

右之通之御座候以上

神主 齋 木 亘 (書判)

寶曆十二年巳ノ八月 日

右の文中就中、孝靈天皇の傳説の如きは顯然たるものがある、尼子、毛利兵火の事は、熊野村熊野神社の兵火の話より眞實に富むもので、史料の缺如せる辯明としては有効である。次に熊野達馬の書出書の論難に入つて、先づ上下兩宮の祭神を相違すと云つて、延喜式等をあげてゐるのは思ひつきである。次に熊野比婆山を雲州第一の高山で雲伯塚とするは非なりとするは宜しいが、併し上宮乃至下宮の、後の山と見てゐるが如きは、清次も亦多少の誤をなしてゐる。次に櫛御氣野命を達馬の遠祖とせるを難じて、神主は伊達氏なりと云つてゐる。此は後記によれば裁許狀によりしものなるらしけれど、普通には鈴木氏にて本氏源氏としてゐるから、未だ何れが是か知れぬ。しかし遠祖説は偽作たる事申すまでもない。次に名神大社、とか神郡とか、比婆山決定に係せざる事情は次の云ふ通である。

次に棟札、玉串を將軍等に献上の事、及び棟札に毛利元就の署名の事は何れも清次の説の如し。

次に松江藩寺社奉行津川、朝比奈兩人の書翰の説は尤もである。地名日波村の説も有力な地名である。要之、清次の駁説は徹底してゐる。

よつて吉田家にては是に基いて更に同年翌月次の如き第二回の質問書を松江藩の方に發した。

一筆致啓達候、各様彌御堅固可被成御勤珍重之存候、然者先達之度々及御往復候比婆山之儀、四年以前神社御改之節、意宇郡熊野三神權現書出シ片書之比婆山ト書出候旨御報之被仰聞候間、右比婆山之土地爲雲伯之境旨被載舊事記分明之儀之御座候間、右熊野村熊野神社鎮座之土地雲伯之境之相當り候哉御吟味被下度之旨御頼得御意候所、其段御承知之事則熊野村神主へ得ト御尋候所、別紙之通書付指出し候由、去年六月二十一日之御報並之右神主之書出之一冊被遣之御紙面之趣致承知一冊致落手、彼是御苦勞之罷成候段、難申謝儀之御座候

一右熊野村神主書出之一冊致熟覽候之間、猶又別紙ヲ以委細得御意候條、此上再應被遂御吟味一定候様之御取計可被下候、御多用之中度々御面倒之御事之候得共、何分可然様之頼入存候、右可得御意と如此之御座候恐惶謹言

五月二十八日

神陵、比婆山所在の論争に就て

鈴鹿丹波守判

鈴鹿下野守判

鈴鹿筑前守判

大野權右衛門様

祝助大夫様

尙以比婆山之一件何卒此上一決いたし候様之、何分可然様御取計御吟味可被下候、且去年被遣候熊野村神主之冊本紙之儀之御座候間、今般致返進候、御落手可被下候以上
その別紙と云ふのは

一熊野村神主書出之比婆山熊野大社ハ、伊弉諾、伊弉册尊、速玉男、事解男神ヲ祭三社也、上之宮比婆山熊野三社權現ト申由相見候

右熊野大社之儀、延喜式之出雲國乃青垣山乃内爾下津岩根爾宮柱太敷立尺高天ヶ原爾千木高知坐須伊弉那伎乃日眞名子加夫呂伎、熊野大神櫛御氣野命國作坐志大穴持命二柱神坐止有之候、然者熊野大社者右之二神ヲ祭册尊鎮座之儀不相見候得者非比婆山熊野三社權現事分明候歟

一熊野大社鎮座之神山者雲州第一之高山タル由神主書相見候

右實見不致事故、大小之儀何レ虚實慥之難申候得共、右之神山者麓ヨリ山上マテ六七十間計、惣山廻リ五六町計之相見候由及承候、左候へハ大山高山トモ難申歟之存候、夫共書出之通高山之候哉

一舊事記古事記之出雲伯耆之堺比婆山ト在之、尤當時之模様者雲伯之堺之相隔候様之候得共、大山故山勢自然ト伯州之堺トモ相見候云云神主書出之相見候

右熊野村神社者國ノ眞中ニ當、西南エハ十餘里、東北エハ伯州堺迄十里計之道ノリ在之由承及候、尤地境之儀上古ト替間敷トモ難申候へ共、強多十丁廿丁程之隔ハ可有之十里トモ隔候様ニハ相成間敷哉、土地里數等之儀、其御表御吟味之可爲明白事之御座候へ共、於當方及承候通之候得者右神主必書出之趣分明ニモ不相見候、但比婆山之山地者中古變化之子細モ候哉、此余ニモ難信用趣モ候へ共、今度出入用之無之儀其巨細不得御意候

一先年以來度々及御往返候比婆山舊跡之儀、母里御領分能儀郡母里郷日波村之内横屋村比婆山之神社者、則伊弉册、速玉、事解男神三神之鎮座熊野三社大權現ト古來稱來、神主之儀者峠之内

神陵、比婆山所在の論争に就て

村之致居住候、右比婆山之神山者麓ヨリ山上十丁餘計、惣山之廻り六十丁計モ有之由、猶又伯州堺迄相隔候事廿丁之不遇之由、尤冊尊之神廟爲舊跡故、自然ト地名其外古語等之傳來モ有之由、右之趣之候へ者舊事記之相見候冊尊之神廟比婆山之舊跡之無紛様之被存候、然共土地之儀於當家之難致一定之付御吟味被下度先達ヲ得御意候所、熊野神主之書出シ被遣之熟覽之上延喜式ヲモ相考候所、前件得御意候通、熊野大社者櫛御氣野命大穴持命二柱之鎮座之ヲ冊尊ヲ祭候儀不相見、此之外土地之儀、雲伯之堺エハ遙之相隔候儀、舊事記之表ト相違旁以右兩書ヲ證明ト致シ候へ者、熊野村神山ハ非比婆山之舊跡事明白之候歟、依之再應得御意候條、右之通御勘案之上猶又被遂御吟味何レ一決イタシ候様之御取計可被下午御苦勞頼入存候以上

五月二十八日

鈴鹿丹波守判

鈴鹿下野守判

鈴鹿筑前守判

大野權右衛門様

祝 助 大夫様

然るに此時大野奉行は退役して、伊東主部が代りに新任されてゐた。同年七月三日達馬は社用について出府した處、主部は右吉田家書狀を示して、去年差出した一冊を吉田家へ送つた處、又々此の如く申して來た、吉田家では日次山久米社を比婆山の根元に心得、去年委しき書付遣したるに拘はらず此の如きは兎角彼方最負と見える。『面倒成ル事之あり候得共、何分證文證據之相成り候事モ有之候ハ、書出可申候、何分吉田家之書狀其儘内見之入候條狀、之趣ヲ心得返答之心持シテ吉田家へ掛合不申様之書出可申候、若去年申出候外之社記證據モ無之候ハ、一向其方へハ沙汰かし之分ニシテ銘々可及返答品モ可有之候、何分此度者再返答之事之候條、杵築方へモ得ト對談有之比婆之本山ニ決定候様之書出度物之存候』と申渡した。

そこで達馬は社傳の趣を早速草稿して、八月五日杵築へ持出し兩國造に示して直談した處、成程概旨は此心持にて然るべし、されど大切な事故兩家對話して吟味した上で飛脚で持戻すから、先づ此草案は杵築に置いて歸れとの事で、達馬はさうしてゐると追々延引になつたので、松江の宿へ度々伺出た處、此度の儀は至つて大切なる書出にて、兩家にて未だ衆評濟まずとの返事で

漸く翌十三年二月七日に戻して來た。その添狀に、社傳證跡の書出はよいが、吉田家より一々簡條を以て問ひ來つてゐるのだから、返事も各條に分つべく、兩家の存寄大旨草案して遣はしたから、文言取捨の上急に清書せよとあつた。乃ち達馬は兩草案を見合せて清書し、同廿一日月番祝助太夫へ差出した。

口上之覺

一去年當社比婆山之縁起御尋被遊社傳之趣書記差出申候所、右之縁起京都吉田家之御入用之付、則被之地江被遣候由、然所實否紛敷之付又々御別紙ヲ以御尋被遊、猶又證文證據有之候ハ、委細書付差出候様被仰付奉得其意候、先達申上候通、當社比婆山之號ハ往古ヨリ當社之稱之ヲ御祈禱配札等之爲比婆山ト書來、既之五年以前寅年御造營棟札之モ比婆山熊野大社ト御記、太守様御直名之ヲ被爲納候得者、當時於當社ハ顯然之證據ニ御座候、其上、後醍醐天皇勅願之御綸旨、左大臣之御下シ書、足利尊氏卿之御判物、尼子家之御證文等之モ則比婆山之號御座候得者、神代之古跡之相違無之候、右今般御尋問之品々社殿之趣書記差上申候

一熊野大社者、伊弉諾、伊弉冊尊、速玉男、事解男神ヲ祭、比婆山熊野三社權現ト申來段、先達之書出候所、延喜式之伊射那伎乃日眞名子加夫呂伎熊野大神櫛御野命國作坐志天大穴持命二柱神坐止有之候然者熊野大社者右之二神ヲ祭、冊尊鎮座之儀不相見得者非比婆山熊野三社權現タル事分明歟之旨吉田家ノ御申來候由被仰聞承知仕候則左ニ申上候

熊野大社之儀者、往古ノ上乃宮者本社三社ニシテ、中ノ社伊弉諾伊弉冊尊左之社之速玉男右之社之事解男神ヲ祭、上之宮比婆山熊野三社權現ト申候、天照大神素盞鳴尊之五男三女之神明ヲ合祭テ下之宮比婆山火出始神社ト申候

此外相殿末社ニ至マテ大己貴命ハ祭不申候、尤延喜式出雲國造神賀詞ニ出雲國乃青垣山乃内爾下津石根彌宮柱太敷立彌高天原彌千木高知坐須伊射那伎乃日眞名子加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命國作坐之大穴持命二柱神乎始天百八十六社坐皇神等ト有之候、是ハ全ク熊野大社之限タル儀ニハ無御座候、熊野大神杵築兩社之儀者、延喜式風土記等之書ニモ大之社之被爲、撰名神祭等之モ預ラセラレ賜布程之大社之ヲ御座候故、此ノ兩神ヲ始其外國中之神社ト被書繼候文意ト奉存候、勿論當社之儀者、往古ヨリ所祭之神相違仕事無御座候得者、比婆山之舊跡冊尊之神廟之紛無御座候、夫故古來ノ御尊敬之御社之ヲ神階等迄被爲授候、大切之御社之ヲ御座候、則文徳

神陵、比婆山所在の論争に就て

實錄之曰仁壽元年乙酉擢出雲國熊野杵築兩大神並加從三位、三代實錄二日貞觀元年巳卯正月廿七日出雲國從三位熊野神勳八等杵築神並正三位、同書之同五月二十八日癸未授出雲國正三位勳七等熊野坐神正三位勳八等杵築神從二位、同書ニ貞觀九年四月八日出雲國從二位勳七等熊野神從二位勳七等杵築神並授正二位ト云云。

これは必ずしも、達馬の云ふ通り凡べてが肯定もせられぬ。

一熊野大神鎮座之神山者、雲州第一之高山タル由書出候ニ付、右神山者麓ヨリ山上迄十町計惣山之廻り五六丁計ニ相見候由

右比婆山之儀先達而申出候通高山ニ相違無御座候、尤當時三社之三笠山ニ小山御座候間、吉田家ノ御申來候之山者、定而此三笠山之間違ニモ可有御座哉、比婆山天宮山ト稱來候山者、意宇、能儀、大原、伯耆ヲ見下シ、其外備州、石州、隱州ヲ見下シ候高山ニ而御坐候、尤昔比婆山奉幣之領田トシテ御寄附有之候田畑之由申傳于今世俗比婆山田ト唱來候へば、神代之古跡ニ相違無御坐候、出雲風土記ニ曰、熊野山郡家正南一十八里有檜檀也、所謂熊野大神之社坐ト有之候、是則比婆山之儀ニシテ當時之三笠山ニ而ハ無御座候、此外比婆山ト申所國中

ニ不相見候へハ熊野山ヲ比婆山ト申儀明白ニ御座候。

右に依れば達馬は天宮山を主張し、吉田家では三笠山としてゐるらしい。比婆山を天宮山とすれば是に證據があるか、此のあたりで達馬は僞證に困つたことはいなめない。

一舊事記古事記等に出雲伯耆之堺之比婆山ト有之、尤當時之模様ハ雲伯之堺ニ相隔候様に候得共、大山故山勢自然ト伯州之堺トモ相見候旨申出候所、右熊野村神社は國之真中ニ當リ、西南江八十餘里、東北江ハ伯州境迄十里計之道法有之由、尤地境之儀上古ト替間敷トモ難申候得共、強而十丁廿丁程之隔ち可有之、十里トモ隔候様ニハ相成間敷、但比婆山之山地も中古變化之子細も候哉、御下審之趣吉田家ノ御申來候由被仰聞承知仕則御答左之通御座候

意宇郡之儀者、元來國之辰巳ニ當リ、雲伯之堺之首タル郡ナリ、依之意宇郡ニ御鎮座故出雲伯耆之堺ト有之候、出雲風土記ニハ則九郡ニシテ能儀郡名無御座候、延喜式ニ始テ能儀郡天穗日命神社相見候、其以後追々意宇郡ヲ割分テ意宇能儀兩郡ト相成候ト申傳候、只今ハ伯州堺エモ餘程相隔候故、當時之地境ニ而ハ相違仕候得共、誠ニ大聖大智之御撰書兩國之堺ト耳被爲書何之郡何之村トモ無御座候、然レ共當社之儀者、神代ノ今日迄社傳違亂不仕比婆山熊

野大社ト稱來候

雲伯國境へ十里を隔て、殆ど國の中央にあるのに、尙國境にあると云へるかとの訊問には遠に弱つたであらう。乃ち伯州に接せる郡なる意宇郡内にあるから、それを雲伯の境と云つたと答へたのは所謂顧みて他を言つたものである。

一先年以來度々御尋被成候比婆山舊跡之一件、母里御領分能儀郡母里郷日次村之内横屋村比婆山之神社は、伊弉册尊、速玉男、事解男三神之鎮坐熊野三大權現ト古來稱來、神主之儀者峠之内村ニ致居住候、右比婆山之神山者、麓ヨリ山上マテ十丁計、惣山之廻り六十丁計モ有之、猶又伯彗塚マテ相隔候事廿丁ニ不過之由尤册尊之神廟爲舊跡故、自然ト地名其外古證等之傳來も有之由、右之趣ニ候得者舊事記ニ相見候册尊之神廟比婆山之舊跡ニ紛無之、其上熊野大社者櫛御氣野命大穴持命二柱神之鎮坐ニ而册尊ヲ祭り候儀不相見、此外土地之儀も雲伯之堺エハ遙ニ相隔候儀、舊事紀之表ト相違旁以熊野村神山者、非比婆山之舊跡事明白之由御申來候由被仰聞承知仕候、此儀前文ニモ申上候通、延喜式ニ被書記候ハ出雲國造之神賀詞ニシテ、日本諸社之祭神咸ク被書載候書籍ニテモ無御座候、既ニ舊事記ニ速素盞鳴尊坐出雲國熊野杵築之神宮ニト

有之候、是則下之宮火出始神社之儀ニシテ素盞鳴尊ヲ所祭明白ニ御座候、然共右神賀詞之内ニ素盞鳴尊之儀不相見候へハ所祭之神號咸ク不被出儀分明ニ御座候、當社比婆山之號ハ往古ヨリ之稱號ニ候

舊事記を以て證としたる辨明には、遠に吉田家でも閉口したであらふ、兎に角他にも古文書存すれども、概要は右に述べた如く兩社家の論争の様か目に見ゆる如くである。

熊野大社之儀縱往古之社傳證跡等前件之通ニ御座候、且能義郡日波村之内横屋村比婆山之神社者三神之鎮座ニシテ、當時雲伯之境ニ相當り候而モ、世俗日次山久米之神社トコソ唱來申由、意宇郡熊野大社者當時雲伯之堺ニ相隔候而も、往古ヨリ世俗比婆山ト唱來候得者、當時土地ノ模様者如何様ニ候而モ、今日マデ唱來候意宇郡熊野村比婆山コソ自然之號ニ而御座候得ハ、舊事記古事記ニ所謂出雲伯耆之堺比婆山之舊跡ニ紛御座有間敷奉存候、此段御着察被遊可被下候以上

未二月

熊野達馬判

祝助太夫様

神陵、比婆山所在の論争に就て

伊東 主 部 様

とあり、日次山久米ノ神社として、社號は遂に斷念して了つてゐて、當横屋のを日次山として、なを比婆山だけを主張してゐる。

要之地勢上の弱點を認めて來たことに依つて、熊野村の比婆山は亦久米神社は、吉田家の判定に依つて、大勢は能義郡横屋の方へ決定したのである。

かくて熊野の社は祭神を須佐之男命として自ら熊野神社として、遂に比婆山の山號も久米神社の社號も横屋村の譲つたのである。

『中世に於ける比婆山所在の論争と』

山上の式内久米神社の異説の起源』

○式内糸神社……能義郡母里郷比波邑……比婆山鎮座

○熊野大社(空ノ社)……八東郡熊野邑……熊城峰鎮座

かくて吾人は大體に於いて、比婆山及ビ久米神社の異説の論争の重點を明にせしが、茲に徹底的に記載することは、餘りに長文になるので、敢て之が大略を掲げた次第であるが、その文中には些かも過誤なしと信ずる、乃ち茲に於いて、更らに進んで當社久米神社につき、その地理的順位上の位置奈何を考察したいのである。而して前節に述べた如く、出雲神戸なる熊野村内説と、母理郷なる横屋村内説との兩説があるが、前篇に於いて論ぜし如く、熊野村のは久米社と謂ふことを得ず、延喜式順序から見て、意宇郡の神社も當社を除く四十七座が、皆地理的順位を守つて

居り、而も他の地理的順位を取る郡にては、一の例外なくそれが嚴守されてゐる實例に徴しても、郡の最後に記されたる当社久米神社の位置としては、當然第四十七位に記されたる田面神社の隣接地に鎮座あるべきものであり、乃ちその田面神社が郡の東南端の母里郷なる北方入口に鎮座あるとすれば、当社が同じく母里郷に鎮座あるべく、而も此の地理的順序が郡の東北部より東南部へ進んでゐるのを考ふれば、當社は母里郷の奥部、乃ち田面神社の鎮座地が母里郷の北隣、山國郷に屬してゐたとしても、少くとも田面神社以南にあるべき事は、明に想像され得るのである。

然して上記の如く、若しこれを他の一所の傳説地たる熊野村説に引合せて考察すれば奈何といふに、それは第一順位から云ふと、末位たる當社を首位たる熊野坐神社の鎮座地に逆戻りせしむる事となるもので、延喜式に一貫せる記載順序を最も極端に亂すこととなるのみならず、殊にその熊野村なるは、式に第一位熊野坐神社、第二位前神社、第三位能利刀神社、第四位田中神社、第五位楯井神社、第六位速玉神社、第七位布吾彌神社と以上七社が一括されて記載せられて居り、それ以外離れて記載されたる神社の熊野村内にあるは一社もないに、此社のみが特に引離されて末位に置かれるに至るべき理由が譯らない。故に当社久米神社は、之れを延喜式の社號順より觀

る時は、當然母里郷内にあるべきわけで、その母里郷内に於ては、現在の井尻村大字横屋なる村社熊野神社の位置の如きは、最も適當せりと云わねばならぬ。而も吾人は固よりかかる間接的方法を以てするよりは、もつと直接明瞭に示されたる記録の如き物によつて、その鎮座の位置に依つて、決定するのが本意なのである。乍併、今日この一千年前に於ける久米神社の鎮座地の位置を考定するには、この式の社號順の研究のみが、吾人に殘されたる唯一の方法でしかなく、假令間接的なる缺點はあると云つても、その結論、即ち母里郷内とする推定は、最も重視すべき價値を有することを否定すべからずと信ずる。況んや經を以て經を説くことは、古來註說の上乗と稱せられる。

今や吾人は延喜式により、延喜式を説けるものと云ふべきならずや。

庚午五月式内社引合宗藩ヨリ來書左ノ如シ。

久米神社

マツエ 熊野村
モリ 横屋村

今按ニ熊野村の新古の社記實證トモ云難シ、サレドモ諸抄ノ説モ、當時横屋村ノ熊野社タルコトハ不知ニヤ、知リタリトモ不信ニヤ、其ハ由ハ詳説ナケレバ今シリカタケレドモ熊野村

中世に於ける比婆山所在の論争と山上の式内久米神社の異説の起原

ト定タル由也、又横屋村モ彼古事記ナル神跡ニ能叶タルトモ不覺トモ他ニモ又實地ナクハ先是等トモ定置ヘキニヤ但今一處有トモ聞ユシハ出雲國ニヤ伯耆ノ内ニヤ地理ナト不悉ハ定メ云難シ能々母里藩ニテ糺サレ度享也。

『又比婆山之義者、正史ニモ有之神跡爾候處、神職書出幣頭附紙之趣ニテハ、全ク後世附會之說爾被聞取候處、正舖神跡モ中古佛氏ノ爲爾被爲混亂例モ有之事爾候得者、猶御取糺之上久米神社之儀モ御議論可申候事。

意宇郡熊野村久米神社傳記

熊野別火

雲羽神社祭神豫母都道守者菊理姫神

式内久米神社

一本米作末 記云久米社

右ハ上社境内ニアル二尺計ノ社也

舊書出ニハ雲ノ社トモ又雲羽ノ社トモ云由也、雲羽大神ヲ祭ルト云也式ノ事ナシ

右ハ神名帳順序ハ能儀郡ノ方ヨシ

風土記抄 式社號 栗原巡拜記

母里藩主 郷内社號改替願 辛未二月取調差出 横屋村

一、比婆山久米神社、熊野三社大權現

右比婆山久米神社、熊野三社大神……此山號社號トモ御取置相濟候事

兎に角、中世議論も多々存すれど、横屋村を認めてゐることは確實なれば、熊野村の空の宮即ち、現今熊野大社の攝社として伊邪那美神社とせり、然り久米神社の正確な推維は實際論として横屋村の久米神社を認むべきなり。

然らば何故に式内社たる久米神社の社號を、現今熊野神社と稱へるの矛盾が存するか、序説に説ける母里藩の不足せる認識と憶病はさることながら、それについては左に述べんとする中世に於ける佛氏の併害が存したからである。

中世以降に於ける横屋村久米神社の社號の變遷

(甲) 熊野三社大權現

中世に於ける比婆山所在の論争と山上の式内久米神社の異説の起原

風土記によれば、當時母里郷には久米神社及び田面神社しかなかつた。而も田面神社は延長五里に及ぶ伯太川の峡谷より成れる同郷の入口に偏在してゐて、その中央部に在つたのが久米神社である。

けれどもその中世に入るや、同じく冊尊を祭るとして、其の神徳天下を風靡した紀州熊野権現の信仰が、當社と結合するには頗る好適の条件下にあつたことは云ふまでもない。乃ち例へば熊野村に於て神祖熊野大神櫛御氣命を祭れる熊野坐神社を、その熊野といふ二字を據所として伊弉冉、事解、速玉、三神の熊野三社権現と變更せしむるに至つたと同様に、當社久米神社にては、祭神冉尊を便りとして、熊野三社大権現に改めたのであつた。尤もこの久米は隠るてふ意義なりとも、或は米の字を古寫本の一本に末とも書き、殊に詞の上にもクマ、クメは相通するにより、久米神社は臆て熊野神社なりとも云ふ説明もあつて、そこよりも熊野三社大権現の出現する機繋はないでもないが、それは姑らく舍くも、兎に角久米神社が古來比婆山と稱へた陵下に鎮座ありし唯一の古社であるとさへするならば、その從來の祭神（冉尊）の如きは何等の論なくして、熊野三社大権現に展開し行くに相違ない。然るに傳説によれば、往時紀州熊野より僧眞空が熊野権現

の玉串を笈に納めて此地に來り、遂に隣村赤屋村に居トしてそこに十二所権現を創始したが、その時眞空は當地比婆山の山上なる當社に於て修法し、よつて當社熊野三社大権現の祭禮神事を定めたと云ふのであつて、それは現に隣村赤屋村なる村社草野神社、即ち舊稱十二所権現の所藏文書にも左の如く見えてゐるので知られる。

口渡ス一札之事

一 熊野眞空上人御開之事

権現ををひ參らせ、唐和兩朝修業被成候、草野神宮寺十二所権現之社地定、住居被遊候、諸國行者人數多寄集り、於峯山行體修法時分、権現御社定毎年神事祭禮稱宜内田氏勤神事役、鍛冶屋氏祭禮代々勤メ來候、自今以後貴殿神事祭禮時、神子役相勤可被申候此方何之構無御座候以上

天正五年

鍛冶屋五郎右衛門

丑三月朔日

藤原信正（花押）

齋木刑部太夫殿

中世に於ける比婆山所在の論争と山上の式内久米神社の異説の起原

此は横屋村久米神社の神子役を、草野神社々家の齋木氏に譲つた時の譲状で、此後齋木氏は明治維新まで久米神社の二の御子を勤めたものである。又、同地に真空の木像を祭つて皆山神社と稱し、鍛冶屋氏が代々本願として造營して來たのである。然るにこれを「出雲國風土記考證」には、その久米社の條にて

井尻村比婆山の熊野社にては、久米社は此處だと云つて居れども、その熊野社は文永三年に、紀伊の熊野社を勸請したものであるから、久米社とは云はれまい。

と云つてあるが、これは何によつてかく云つたものであらうか。兎に角詳しからざる議論である。蓋し比婆山熊野三所大権現縁記卷、寶曆年中の舊記等の傳ふる所では、勿論神代以來三所大権現であつたと云つてゐて、決して文永三年云々などは云つてゐないのである。乃ち考證の文永三年といへるは何によつたものか分らぬが、かの延寶の縁記卷に

社家説曰、當社者自神代此地大宮柱太敷立豆御鎮座也、而後人皇八十九代龜山院文永四年春當國大守佐々木鹽谷氏仁不思議有靈夢、大守起信心修覆御宮畢、

とあれば、是にかの真空の傳記を結びつけて唱出した事ではあるまいか、

併し當社横屋村久米神社に舊藏せる納經の奥書に

比婆山大般若經 願主前遠州平重秀

徳治三戊申歲全功比丘物外代……

とあり、徳治三年は文永四年より僅に四十一年後のことなれば、當社の神佛習合化は文永の頃より既に行はれてゐたと見て差支なかるべく、従つて若し果して真空が文永の頃の者であるとすれば、この真空によつて當社久米神社は熊野三社大権現として出現するに至つたものと見ても差支ないであらう。併し事實に於て、真空を文永の人とする事は、何等根據のないことであり、況や上記草野神社天正五年の文書によるも、真空によつて熊野三社大権現と稱せらるゝに至つた趣は、豪も見えてゐないのである。

されば強ちに、前記考證の説く如く一決して了ふことは危険である、鎌倉時代に於て既に當比婆山に熊野三社大権現が出現し、神宮寺社僧の寺坊相並んで頗る盛況を呈してゐたことは文献に依つて明かである。

されば當社久米神社が、佛の隆盛の波に乗つて、必然右の熊野三社大権現に變形されて行つた

ものとせねばならぬ。然るに當社は前記の延喜式の社號順を以つて論じておいた所の如くんば、それは必ず當地即ち母理郷内、尙云へば比婆山の地にあるべきなりと信するのである。

猶母里の郷名も、須佐之男尊の母居ます里としての傳説に合せて、之れを比婆山久米神社とする方が郷名の起原としては遐に適當である。かくて、地理上より延喜式及び風土記の記載を考察する時は、必ず茲に久米神社があつて、少くとも鎌倉時代以來の熊野三社大權現の前身であり、そは單に社號が變つたまで、神社としては全く同一なるものである。

(乙) 中世以降の社號

熊野三社大權現の社號が、鎌倉時代に起れることは前項にて論じた所にも想像されより。その後天文三年十月、尼子幸久が自ら二王像を刻んで、此の社頭に奉納安置したことは前項に説きし如くその體內銘にて知られるが、既に此の如くなれば、當時また久米神社といふやうな古稱の殆ど忘れられてゐたであらう事も、亦相像するに難からざる所である。

けれども未だ或は全く忘却にのみは委せられざりしものか『文祿四乙未三月野崎主計行年六十才ニテ記之』と奥書した「野崎姓名代々名記」といへるものゝ中にも『是則比婆山久米神社是

ナリ』と見えてゐる。これ等は勿論、熊野村の社記に見ゆる久米神社の文字よりも遐に古しと云わねばならぬ。而して當社は天文年中天火に焼失し、尼子毛利の交戦中永祿の末年再び兵燹に焼失し、更に兩部習合關係の物は、明治二十五年祐福寺の炎上（久米神社の神宮寺）に殆ど焼失して史料に缺けること多々あれば、中世以降延喜三年乙卯晚春初六日舊縁起に基いて書寫せる比婆山三所大權現縁起卷等を擧げて、その推維の跡を通覽することとする。

年 號	出 典
延 寶 三 年	註一縁記卷
貞 享 元 年	吉田家 烏帽子裁許狀
元 祿 九 載	當社棟札
享 保 十 四 年	吉田家 烏帽子裁許狀
延 享 五 年	當社舊記
寶 曆 九 年	舊藩書出帳
同 十 二 年	吉田家差出帳

中世に於ける比婆山所在の論争と山上の式内久米神社の異説の起原

明和四年	比婆山熊野大權現	藩主奉納額面
安永八年	比婆山久米神社熊野三社大權現	棟札及ビ社藏幟
天明五年	比婆山久米社	三部祓奥書
同七年	比婆山久米神社熊野三社大權現	横屋峠ノ内神社書出帳
寛政元年	日本第一大靈驗所比婆山久米神社熊野三社大權現	藩主神社書出帳
同七年	比婆山久米神社熊野大權現	同 上
同九年	比婆山久米神社熊野大權現	棟札及ビ藩主奉納詞箱奥書
吉田兼雄筆	比婆山熊野三社大權現	額 面
松平直哉筆	比婆山久米神社	藩主奉納額面
神主内田清卓筆	式内比婆山久米神社	神號掛軸
同 上	式内比婆山久米神社熊野三社大權現	同 上
文化八年	比婆山条神社三社大權現	社藏幟銘
文政三年	比婆山久米神社	同 上

天保五年	比婆山久米神社熊野三社大權現	社藏幟銘
同 六年	比婆山久米神社大權現	社藏御幣銘
同 十四年	比婆山久米神社	社藏幟銘
同 十五年	比婆山久米三社大權現	棟札及ビ藩主奉納額
嘉永七年	比婆山久米神社御廣前	修覆諸拂勘定帳
安政二年	比婆山久米神社	社藏幟銘
同 上	比婆山久米神社	藩主奉納神鏡面
同 三年	比婆山久米神社	藩主社號書改帳
元治元年	比婆山久米神社	社藏御幸獅子鼻高箱
同 上	同 上	鳥居額銘
慶應四年	比婆山久米神社	境内石垣棟札
明治二年	冊尊御陵比婆山久米神社熊野三社大權現	社藏寶劍箱臺銘
		神社書上ケ帳

中世に於ける比婆山所在の論争と山上の式内久米神社の異説の起原

明治五年	比婆山久米神社熊野三社大権現
同 年	比婆山久米神社
同 年	上
同 六年	比婆山式内久米神社
同 十二年	比婆山久米神社
同 十六年	上
同 十七年	比婆山久米神社
同 二十五年	比婆山熊野神社式内久米神社

當社棟札
社藏額銘
遷宮奉納神寶各種
御陵山調査録
本殿大幕銘
拜殿大幕銘
幟 銘
當社棟札

左の如く、久米神社の社號と比婆山の山號は、延寶年間から判然としてゐる、以前に於いても立證するもの數多あり。事實は何んとしても動かすことが出来ない。然して吉田家の神道裁許狀にあつては、吉田家がやはりその社號を重じ式内社か否かの論も、その裁決によつて決する程であつたから同家にあつても山號は認めても、社號だけは容易に変更を許さざりし爲ならん。

註一、この縁記の茲に出だせる條の全文は『延喜式神名帳記曰、出雲國意宇郡久米神社ト云云、

評曰、紀州仁豆波謂ニ熊野神社、當國仁豆波謂ニ久米神社、共同神異名也、且式抄頭註水土記說慎而考之顯然也、』と云ふのであつて、特選神名牒（内務省藏版）にも此の條及び其他を引載して『此縁記無氣に贋作にはあらざるべし。』と批判して居る。

註二、此は横屋村神主内田より比婆山諍論に際して吉田家へ差出した辯明訴狀で、中に『比婆山久米神社者神代御鎮座也』といひ『久米神社の能儀郡當所之相定り、延喜式之當神社即能儀郡之内久米神社の雲伯之塚を御書留之相成、證據は延喜式明白之御座候』と云つてゐる。述べた如く、久米神社の社號の公許されてゐたのは、寶曆十一年の當社所藏文書、當神主より吉田家へ當てた書狀に、

一去辰十月諸國大小之神社號書付差出候様、江戸從御公儀様被仰遺候之付、當御役所之社號帳面差出候様被仰付、依之三社大権現社比婆山久米神社ト申來り候段、社帳之相記差上申候處、御役所ニモ御請込被成候、則社帳書出之間、此度差上申候三社大権現之社比婆山久米神社之儀、前々御本所様之爲御承知被爲遊候通り、近國へ不及申上ル遠國迄相聞へ諸人多參御座候得者、何レ之障モ無御座候

ともあつて、次で横屋村熊野村の比婆山争論となり、其の結果及び次第は前承の如く、當然の勝利に決し、母里藩主松平源直哉は、自ら比婆山の號と久米神社の社號額さへも奉納することになつたのであるから、結論として寶曆年中から明治四年までの間が公許時代と見るべく、且つその以前も正しく比婆山であり、式内の社たる久米神社であつたことは間違ひのない事實である。

以上を以つて延喜式の久米神社は、延喜式の社號順たる地理的順序から見ても、或は風土記の記載から考へても、當然横屋村村社熊野神社に相當する所以を述べ、又中世以來熊野三社權現又は久米神社と稱せられ、冊尊以下の二神を奉祀してゐるが、この社號、祭神等の由緒を比較考證しても、皆式内久米神社と關係あるべきものであり、且つ式内久米神社には、他に熊野村なる熊野三社權現の末社にも空ノ社一説に久米神社と稱する社があつて、當社と争つて居れど、それは當社より歴史も新しく且つ薄弱であることは前條の如く、従つて式に見ゆる久米神社が横屋村にあつたことがそれに相違なく、この熊野三社大權現、若しくは久米神社と稱した神社が、必ず式内久米神社たるに相違なき所以を述べたわけであるが、而も往々「風土記鈔」等の説が、後人の書籍に影響して、例へば出雲國風土記考」説などの如く、稀れには今日尙熊野村説の信ぜらるゝなきの保し難きにより、更に進みて「出雲國風土記鈔」の所説以下について批判を加へることとする、さて熊野村鎮座の權輿は「出雲風土記鈔」である。乃ち同書意宇郡の條に

熊野大社、田中社、楯井社、速玉社、久米社、此等五社者在中干大草郷中熊野村

とあるのがそれである。乍併この鈔の記述は果して何の程度に信じ得べきものであらうか。蓋し鈔は風土記最初の註釋書として、後世これが是非を判別すべき能力なき諸書が、皆盲目的従ひ來つたものではあるが、例へば神納山を岩坂社として神魂神社と社説を説立てた如く、屢々笑ふに堪へざる程の重大なる過誤を敢てしてゐるのを始とし、大膽千萬にも惣ての風土記所載の神社の鎮座地をば、己一個の見解を以つて決定して了つてゐる程である。これは同書の著者岸崎時照がただ篤志なる一地方役人として、その本務の傍らにて取調べた云はゞ素人の著作に過ぎざれば、無理もないことではあるが、かやうな次第なれば近來その誤謬も稍々として發見訂正せられて來てゐるのは當然とも云ふべく、乃ち前記延喜式の地理順に反する社を生じたるは、惣てこの鈔の唱出した獨斷に基くもので、既に右の文中にても熊野村が大草郷にあるに非ずして出雲神戸に當れること、殊に熊野村内鎮座の社は、右五社に非ずしてその外に尙前、能利刀、布吾彌の三社を

加へ、而して久米神社を除き、要五、七社とすべきは今日の通説となれる所である。而も風土記鈔がこの久米神社を熊野にありとしたのは何に據つたものか不明であるが、或は久米(末)をクマと訓んで熊野に通はしめた結果やはり熊野村にあるべきものと考へたので、その推定を單に記したのかも知れぬ、けれども當時熊野村に於て、この社號の社がなかりし事は確實である。何者此後二十年ばかり経て、元祿十三年辰正月に同村の社家の作りし『熊野大社々中定法規式覺』の末社の内にも更に見えず、又享保二年松江藩にて編纂された「雲陽誌」は、その社寺に關する部分は、寶永三年藩内の社寺より書出帳を徵し、これに據つて編纂したものである。然るに同書意字郡熊野村の條には熊野社以下十一社の社號が見え、勿論上宮下宮共に境内神社についても記してゐるが、此等の内にも、亦久米神社の文字は曾て所見する所がないのである。

處がその後享保十二年鈴木歌士馬が『出雲國 比婆山一宮熊野大社并末社荒神指出帳』を提出するに際りて始めて、その『諸末社之事』條に

上ノ三社笠山 一宮乃社 所祭神二座 菊理媛命泉守道人

といふ新社を奉出してゐるが、同人は次でその比婆山在熊野村論を根據づけるため、數多の増補

を加へた『寶曆九年意宇郡熊野庄社指出帳』に至つて

同社クメノ久米神社亦ソラ空乃社共云

とこれを展開せしめてゐる。尤も久米神社の社號は、延享中に

比婆山久米神社號吉田家ノ尋有之、郡方ノ其村詮議いたし候所、熊野三社權現之末社ニ久米神社有之由、本社は久米神社トハ不申旨申出ル(松江藩寺社奉行書狀)

と云へば、延享年中以前までは浜りうるやうであるが、乍併享保十二年には未だ之れを稱へなかつたのである。従つて享保の頃には未だ空の社を以つて、鈔の所謂久米社に當る社であるとする譯に行かぬ。蓋し達馬は學才あり、母里の比婆山と對抗して、熊野村内の所謂熊成峯を以つて比婆山なりと主張する爲、數多き古文書の偽作を敢てしたのであつたが、その爲には自らの鈴木氏をも熊野氏と改め、又、鈔の記事に暗示を受けたものが否かは分らぬが、遂に母里の比婆山久米神社熊野三社大權現にて主張する久米神社をも、亦熊野村にもありと主張せんとして乃ち、寶永以來屢々提出する習であつた書出帳を利用し、最初に享保十二年の書出帳にてやはり熊野三社權現なる上の宮の境内に空の社を造り、後に寶曆の差出帳にて之れを久米神社の別號なりと偽つた

ものである。その長年月に亘る遠大なる計劃なることは、上記享保十二年並に寶曆九、十四年の熊野村神社書出帳を比較考究すれば直ちに明瞭する所である。然れば則ち久米神社を熊野村にありとするは「風土記鈔」の机上の想定に始まり、次で神主鈴木歌士馬の謀計に發展して社宇も出來たのを、後世之れが検討の未熟なりし風土記解式社考等によつて祖述せられたもので、その歌士馬すらも、寶曆十三年には自ら又之れを否定して、熊野村なるは比婆山熊野三社權現で、横屋村なるは日次山久米之神社だと云つてゐること既記の通りである。次に鈔の次に出たのは、天明七年内山眞龍の「出雲風土記解」である。併しこれは眞龍が僅に九日間の出雲滞在踏査にて作れる書物であり、その旅行日誌たる出雲國記を見ても、横屋村邊には一顧邊も與へずして過ぎて居り、熊野村へは入雲最初の日に、旅宿にて秋上得國に會ふた關係上、まづ所謂古社參拜をすることになり、出雲郷を出發した日、秋上氏を大庭村に尋ねて旅装を解き、乍併日尙高しとて、雨中ながら山の間分け入れば底ひの極みにて熊野の大社は有けり、神主熊野利太夫が引とめ行つて晝餉をす。暫しも猶やは有らじと向きくる山々を見れど、雨雲覆ひて晝とも思ひたらず、只ひば山てふ山のみ臚々しく辰巳に見ゆ、さて參こし程をとへば、昔の道十八里と云に夕づけたり』

とあつて疲れた足を引きづつて同夜大庭へ歸つてゐるのだから、別に上宮の久米社までは踏査したりとも考へられず、乃ち解に

式同、米一本來と書、共に末の誤也、鈔云熊野社同地

とのみ書けるわけで、やはり單なる鈔の祖述である。

次は千家俊信の「出雲式社考」である。これは後に、松江藩神社取調係にても、鈔と共に熊野説の例に挙げたものであるが、此書の久米神社の條には

今本、末を米に誤れ共、風土記も久米と有、大草郷熊野村にあり。

と云つてゐる。俊信は國人にして、その「式社考」を著すや相當各地を踏査作つたものであるやうなれど春日信風の云ふ所では、それは唯便利のよい勝地のみで、普く國內に亘ること能はざりし趣であり、且つその熊野坐神社の條にて、熊野山を『社家の説には比婆山ともいへり』と記してゐる所を見ると、矢張り寶曆年中の、熊野横屋兩村社家の比婆山論争に極力熊野を援助して、恣にその僞作文書の資料を借與した杵築大社の社中の人たるを免れぬ、然らずとしても、眞龍と共に比婆山の真相を看破し得ざりし程の認識不足者たるを免れず、乃ちこの久米神社の註解も、久

米熊を同じと見、熊野村を大草郷とする鈔、解兩書の祖述にすぎずして、つまり熊野坐神社の條にて、それを特筆し同情して、極力宣揚にこれ努めた俊信の筆を以つてしても、遂に一言半句の新研究を加へることが出來ず、單なる祖述に終つたことは、以つて熊野村久米神社の由緒の程度を推知すべきものではあるまいか。而して米を末の誤とするは、風土記の數ある古寫本の内、偶然、眞龍、俊信の目に觸れた一本であつて、今日根據とするには餘りに薄弱である。

假令熊野と結びつけんとする企圖の下に利用されたとしても、それは同様に横屋村熊野三社大權現の社號への推移をも考へ得るものである。加之、上記春日信風は早くも眞龍、俊信に先しで安永三年「官社參詣記」を著したのであるが、同書久米神社の條にて、

相傳テ云、今ハ能義郡母里領日波村比婆山神社是ナリ……一説ニ久米神社は熊野村ニアリ、空ノ社トモ稱ストイヘリ、未レ考ニ可否ニ矣

と云つてゐる。信風も亦熊野坐神社の同情者で、筆を盡して同社の宣揚に努めてゐる者なれど、この久米神社については、結局冊尊を祭れる所より母里領日波村なるを是とするに傾むいてゐる。されば當時横屋村熊野三社大權現を以つて久米神社とすることは、啻に同社の社内だけで稱へた

ことでは勿論なく、遐に隔つた神門郡の人なる信風の著書にまで載つてゐる事實である。而も同郡の人なる、俊信をはじめ眞龍等の如きの、後出の著書に一言觸れざるが如きは、未熟なりとの讃は免れまい。又知つてゐて強いて黙殺したりとすれば、唾棄すべき非學問的な態度で、茲に證とすべき價値は沒せられるであらう。

乃ち以上の如くなれば、熊野村所在説の根據は太だ薄弱で、殆ど云ふに足る程の物はないと云つてよかるべく、従つて江戸時代末期に「出雲風土記」の意字郡條を註釋したある書物の下卷に久米社、能義郡横屋村にて熊野神社と云、日婆山のふもとにて此社内より詣づ。また大草郷熊野神社と云わあやまりにや。

と記されたるを最後として、熊野村なる久米神社の名は今日は、唯同村神社明細帳の内に、國幣大社熊野神社の一合祀神社として記載されてゐるに留まるに至つたものである。

然るに最近に至り、曩に引載した如く「出雲國風土記考證」が圖らずも熊野村説を再び主張するに至つたのは、かの條に批判しおいた通り、淺薄の非難は免れぬものである。

蓋し、一方に「風土記解」、「式社考」の出でたる時に當つても、かの「官社參詣記」の母里領

比波村即ち今の井尻村大字横屋説を更に發展せしめて行つた一派もあつた譯で、此等は風土記延喜式の研究を進めて行つた結果、横屋村熊野神社の認識を深めたものとして當然である。

乃ち熊野村説を主張せしものは、僅々右の數書に過ぎざるに反し、横屋村説を是とせるものは實に左の如くである。

第一に岡部春平の「出雲國神社考」。

久米社式云久米神社、横屋村にあり、今は熊野神社と云、古事記に所見たる比婆山も此處也、

即ち、伊邪那美命を祭れり、されは久米は隱^{コト}にて伊邪那美命の豫彌國へ罷給へる後に彼の御座の汚物御衾等を此處に隱たるよりの名なるへし

春平は俊信と學友であつた。而も眞龍等の研究を徴とするに足らずとし『地理を踏ざれば事皆死物なりてふ、古意も明かならずとて出雲路の旅を思ひ立ち』て、滯雲百餘日實地に踏査を重ね、徹底的に考察したもので、その所論は、後に松江藩神社取調の係たりし中村守平の如きも、發見の説多しと評せる物で、就中、右に掲げた久米社の條は、大八州雜誌卷百五十に播磨人松岡調が特に『出雲神社考をよみて感得したる説』を掲ぐるに至つた程である。従つて春平の門人渡邊肅

の著はした「出雲神社巡拜記」にも、

横屋村^{ひば}山 熊野神社記 久米社式 久米神社祭いざなみの命、はやたまをの命、よものことさかのをの命

次に出雲風土記註釋書として量質共に勝れた「出雲風土記考」は、やはり同じ頃の人にて舊藩士横山永福の著述であるが、それにも

久米社、能儀郡横屋村ニテ熊野神社ト申、

又「雲陽稽古知今圖説」にも比婆山を

能義郡横屋村ニアリ……伊邪那美命ノ御社アリ、風土記ニ久米社ト云是ナリ、今ハ熊野神社云ふ其他『出雲風土記意宇郡考』の下之卷には

久米社、能義郡横屋村にて熊野神社ト申ス

『出雲國式内式外三百九十九社』といふ書には

久米社^{一所在神祇官○延喜式二}ハ横屋村ニ在、今ハ峯山權現^{比婆山熊野神社トモ申トゾ}

峯山權現とは比婆山峯山といふ俗稱である。菅原久貴の『山陰道延喜式社祭神記』の五には

中世に於ける比婆山所在の論争と山上の式内久米神社の異説の起原

久米神社、横屋村に座す、或云熊野村坐す、祭神伊邪並命、速玉男命、事解男命、右の祭神は横屋村の神社であつて熊野村の神社ではない。更らに鈴鹿連胤の『神社叢録』第四十七之卷には

久米は假名字也、○祭神伊邪并册尊、速玉男之神、事解男之神巡拜記 ○横屋村比婆山に在す、今熊野神社と稱す同上

此は即ち吉田家の舊來認め來つた所を裏書したものであり、而もそれを更らに連胤の識見によつて決定したものであつて、此意味に於て特に重視すべきものである。而して明治以後のものでは特選神名牒もあるが、その他でも同二十五年廣瀬町士族内藤新の編「能義郡史談」の上編に久米社、井尻村大字横屋祠

「大日本地名辭書」には、又かの春平の説に従つて

井尻に日波横屋峠之内の三大字あり……又横屋ニ久米神社アリ（延喜式并に風土記に見ゆ）巡拜記に久米社の山を以て直に葬所とす（久米はクマの訛にして古語に葬埋を隠と唱ふ）等の如くである。されば管見の限り諸家の説も、要は當社に決定するに至つたと考ふべきで、少

くとも文祿四年以來今日にまで絶えざる證據があるのである。

結 末

寶曆年中横屋村と熊野村との兩熊野神社が比婆山を爭奪するや、松江藩及び杵築社頭は、専ら熊野村熊野神社を援助し、母里藩、廣瀬藩及び京都吉田家では、専ら『比婆山久米神社熊野三社大權現』たる横屋村熊野神社を援助して、各々これを管に當該社家の面目たるのみならず、寧ろその當該藩の面目問題として全力を盡した譯であつた。故に愈々横屋村熊野神社の勝利に歸するや、母里藩主も卜部氏も、共に同社が比婆山たることを表明した社號額を奉納したものである。加之、母里藩主松平直哉が『比婆山久米神社』と書いた額面を奉納したことは、疑ひもなく之れを久米神社と認めたからのことと云ふべきである。

靈感と熱とて比婆之山を實地研究

神籠石發見者 門脇 繁藏

昭和十年一月一日、圖らずも日次部落より比婆之山を拜し、皇太祖伊邪那美之尊を葬し奉る、御神陵の今だ確定なきは、吾等國民の最も遺憾とするところである故、一日も早く神慮に副ひ奉らんと念願したのである。然るに比婆之山は、天文年間の天火、毛利の兵火、母里藩主の書類焼失等により、見る影もない姿と變つてしまつた。實は大神の鎮座ます御廟山なるが故に、山自體に言語に盡せぬ尊嚴美のある靈山であることを痛感したのである、以來一日として比婆之山宣揚のことを忘れる時のない思ひで數十回に亘り、比婆之山へ登拜し踏査を行つたが、何等得る所のない無謀に過ぎなかつたのである。然るに昭和十一年五月二十九日夜同三十日朝例日の通り神を拜したるに、不思議の靈感あり、友人横川氏に此の由を語るべくに會ふと氏も昨夜不思議な夢を見たことを告げた。私も夢の圖（省略）の如き場所が比婆之山にあることを、前回同山探索の

時に認めてゐたから、同日午後同氏を現地へ連行したところ、横川氏も夢の如き現地を眺めて、其の奇蹟的な壯觀に正夢とはこれだと驚嘆した。暫らく此所で休息し、大降雨の爲め同氏は歸宅したので私は居残り、此の岩石の連続してゐることを直感したので、直ちに踏査を執行するの意を定めて、大雨にづぶぬれとなつて列石を順次に調べて行くと、次ぎから次ぎこの列石累石の形狀を調べつゝ、無我夢中で全山周圍八合目に、列石がとり廻されてあるを發見した。併し餘りに其の規模が大なので、これが比婆之山御神陵の玉垣、即ち磐垣ではあるまいかと思案しつゝ、歸途神職内田久男氏に報告したところ、同氏も其れは神域の玉垣であらうと、遂に當家に於て體を温め四方山の話に夜を明した、翌日歸宅の途中横川氏宅に立ち寄り、前日比婆之山に於て別れて後の列石狀態を告げると氏も驚くのみで、これが果し如何なるものか無智の私等に知る由はないが、兎に角不思議なものだと話し合ふた。何等判斷する知識はなし思案の結果、露出作業の必要を感じたが、他の人に話しても迷信的な馬鹿話と乘氣になる人もないので、自分で出来る丈行ふことにして、六月十日以降に於て十日間露出作業を行つて見ると、實に不思議の累石狀態であることが、部分的に認識することの出来るようになった爲め、村民の方々の奉仕によつて、東方面

だけの周囲を、通路かたぐい藪刈を行つたが、全山周囲の露出作業は尙幾多の勞力と日子を費さなければ完成し得る能はざる一大事業である。此の報一度傳はるや、地方の考古學識者の調査研究の結果、神籠石とか、磐境とか、玉垣を意味するものであるとの説であるが、これも色々の説で一定はせないが、列石の累積形状を見て、又一部分を見て天然自然であるとか、ある部分的には自然石を利用して人工的に見える所もある。自然の巖山であるのを人工的に不用の分を取除きたのではないか、等々様々の意見である。果してこれが自然的なれば世界の何世紀でなくして地球の出来た當時の一大遺蹟で、この大自然の適地を撰び給ふたも、これ即ち大神の一大遺業を御示し遊ばさるゝものと信するのである。信すれば靈山比婆之山の尊嚴は、一層その度を増すのを覺ゆる。その後には、古書「雲陽稽古知今」等に記載してあるものと實地を對照して、比婆之山の東南に面する地點より踏査して見ると、當山山麓には鎧が瀧があり、自然の磐境か、上ノ臺山との對岸になる所には自然石の五寸角位の石が長さ數十丈とある。柱狀の石が竿を立掛た如き箇所や、バレーボール形状の石が數十丈の斷崖の如く見えるのを指して、磐境と稱するのではあるまいか、此の地帯に粟倉の地名が存してゐるが、之れ即ちアメノイワクラではあるまいか。

この地に古墳も粟倉山もあつて、嶽社ダケも祀つてあるから、古は比婆之山の、正門であつたのではあるまいか。宇賀莊村清水寺山内蓮淨院の古文書にある、御神陵より辰巳の方に當る提子巖の下方である、此所を權現の遊行の場所と記してあるが、現在は雜木竹等生茂り見る影もない状態であるが、一度此の地に足を踏入るならば驚嘆するであらう。提子巖の下方より長い小峰が突出した様は、比婆之山の周圍が龜の形で、前記突出した所を指して、龜の首と稱する所で、龜ノ池も昔あつたものである。山頂は三峰に分れ、御陵山、權現山、妙見山で、權現山妙見山等の舊蹟は、現在踏査中省略するが、この二峰は御廟參拜の方々の一見し得る所である、當山西北方面の山麓には清水搔部コリカキ落あり、此所にはウド谷、鑛谷、鑛原、ウルシ谷の地名がある。尼子氏社參道等も現存してゐる。

上之臺山は比婆之山の東南に對立する高山で、周圍の形状は鶴の如く見ゆるを稱して、鶴山と言ふ傳稱もある、井尻村と赤屋村の中央にある獨立山で、山頂は雄大な大平原で、至る所より清水湧出で、太古の民族が住居した所と思はれる、この平原の小丘に、日向峰、丸山、小松伏の三丘に圓墳ではないかと思はるゝ相當規模の大きい古墳十八ヶ所を發見したが、その内三ヶ所は發

掘してある、その露出面に表はれた、石室構造天井石等の規模の大なるに驚く、標示高三百三十米突の高峰に於て、斯かる大工作が行はれた當時を追想すれば人間業とも思はれない。それも一ヶ所位の古墳なれば何でも無いが、古墳群をなしてゐることは、相當永い間先住民族が住居したことを立證するものではなからうか、この平原から附近にかけて鑛原、鑛塚、沖代、穴畑、大神岩、月坂、部張、見土路、赤屋、鶴見の地名も現存して居る、中にも鑛床鑛原の地名の所には、鐵滓の累積してある所も數ヶ所あるなど、或は天孫降臨の地ではあるまいか、この山頂に登山する者の等しく感ずるの地で、この高山八合目にも比婆之山の列石と同一構成のもとに、相當の規模で全山周圍に列石がある、その距離は二里以上ある、實に世界一の遺物ではあるまいか、斯の如く比婆之山と上之代山と相對立してあるは、太古より共に出雲の國の發祥の地ならんか。當山より比婆之山を拜する崇嚴さは唯筆舌の限りでない、眞に皇太祖の御神陵なることを、認識するであらう。現代科學より見れば空想らしく見えるであらうが、眞の日本精神を以て太古を考へるならば想像がつくと思ふ、此の兩靈山こそ太古の面影を見ることが出来るのではないか。

兩山の對立の中間にあるアシ谷には太古より、傳稱する八百八荒神の鎮座の地であると言ふの

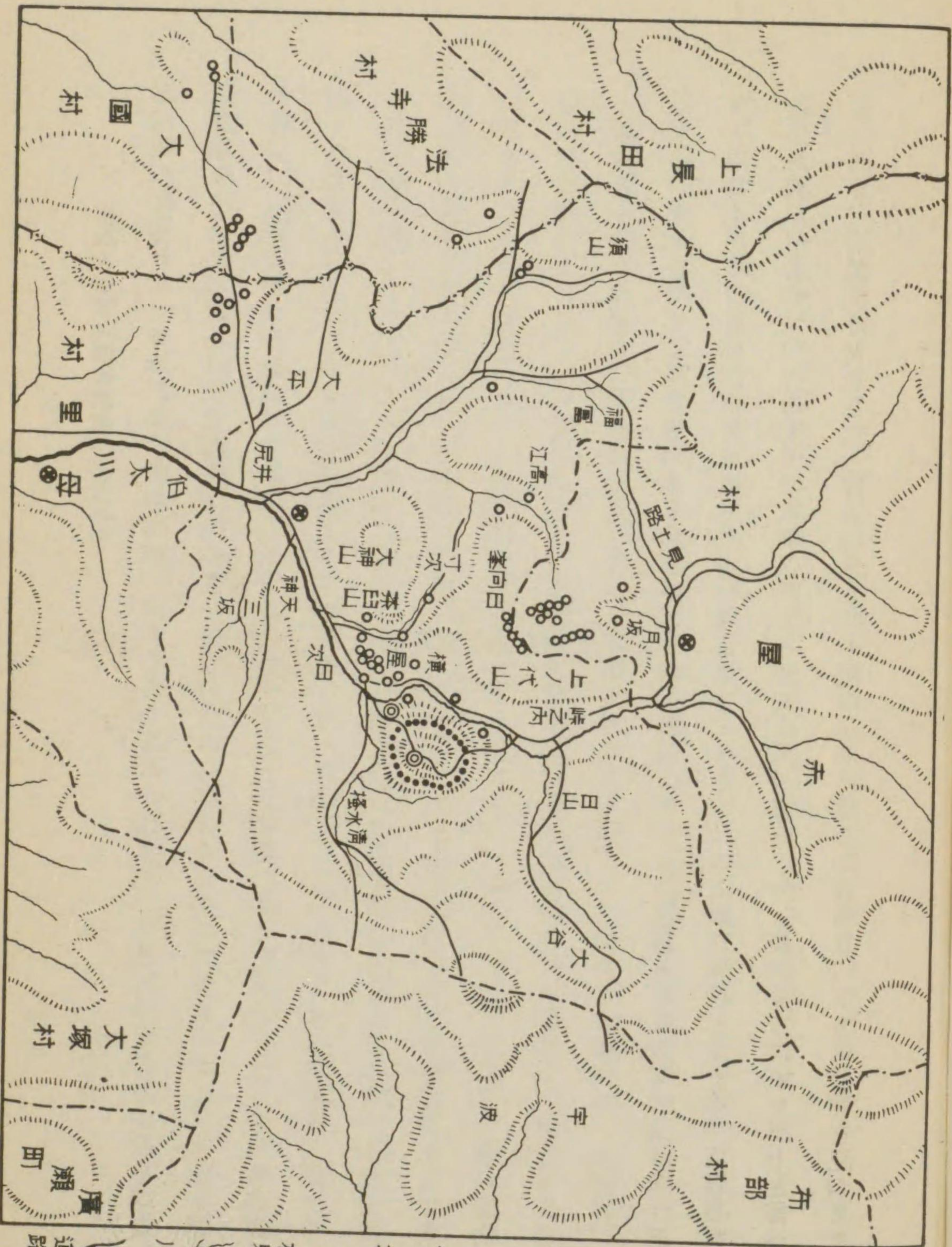
がある、現在上ブロボ下ブロボといふ地名もあるが、神言に詔ふ

高天原爾神留坐。皇親神漏岐神漏美乃命以氏。八百萬神等乎。神集集賜。比神議議賜氏。我皇御孫之命波。豐葦原乃水穗之國乎。安國止平久所知食止事依奉岐。如此依志奉志國中不。荒振神等手波。神問志不問志賜比神掃爾掃賜比氏。語問志磐根樹立。草之垣葉手毛語止氏。天之磐座放。天之八雲乎。伊頭乃千別爾千別氏。天降依左志奉支。云々

謹んで拜する所之れ即この地を指してお示しになつたのではあるまいか。前記神言もこの大自然を明記せられたのではあるまいか。これは天孫降臨當時より物語る唯一の現象であらう。太古の大神の御廟を拜すれば、直ちにこの神威尊嚴ある地を撰びたまふたかが知れるであらう、此の意味に於て兩靈山を踏査する必要があるのである。

かやうに誇大な言を吐くが如きも、實際に於てその太祖の皇遺跡たるやを調査研究するにも、短時日に部分的の調査で確定すべきものでもあるまい、明治時代以降に於て何回如何なる程度に調査が行はれたであらうか、斯くの如き綿密な調査は未だ行はれたことは一回としてないのである。考古學の大家も一回や二回は參拜せられ、比婆之山の尊嚴美を記憶になつたこともあらう

が、果してそれが、伊邪那美之尊の御神陵であるとの認識が起つたのであろうか。尙附近を踏査すると上之臺山の北方寸次部落に茶臼山がある、皇大神宮禰宜遠山先生の仰せの如く、當山を調べて見ると絶頂が二段になつて、其の形はさながら茶臼の如く絶頂の中央には、五尺四方位の巨岩の磐座もあり、下の段には自然の大巨岩が圓形になつてゐる、此の山麓には藏王権現と稱する古墳も二ヶ所ある。日次部落に稻田の古墳と稱して横穴古墳が小山に列をなしてゐる。茶臼山西南二丁の所である、内部は小屋造りで立派に造つてある、茶臼山の北東に面して三丁の地點に大神山あり、こゝには大神岩、キツネ岩、七ツ岩あり、何れも人工的に構築した。巨岩崇拜の遺物と思はるる所である。こゝより一丁隔て、中津去、劍之池あり、此の池で大神が劍を磨れたと言ふ傳稱もある、比婆之山の東方二十丁の地點に荒堀^{アラホリ}と言ふ部落あり、此所には姫谷、コマガ谷、桃木谷、イヤ谷、小以屋谷等の地名がある、荒堀部落の上流に與市畑部落がある、こゝは高江部落赤屋村を徑て日野郡印賀村に至る太古の國道筋で、高江の入口には岩瀬戸と稱する、巨岩の對立した瀬戸があつて、この上方に八神と稱する地名の所がある、與一畑の東方にオサギ上と言へる山あり、山麓には大岩さんと言ふ、高さ四十尺巾三十尺位の巨岩あり、下方には神を祀つてあ



◎ 里宮及奥宮
 ○ 神籠石
 ○ 古墳
 ○ 川
 ○ 山
 ○ 村界
 ○ 縣界
 ○ 役場
 ○ 道

る、又オサギ上よりシロイワ、要害山と三峰が連絡して、雲伯の堺にあつて、當三峰の南に須山、福富の部落がある、こゝに塚田の古墳あり、石室が露出してゐるが、奥行十二尺横三尺八寸位あり、天井石も巨石を使用してある水門の設備も施してある。この古墳の南西二丁の地點に福富神社あり、権現と稱して比婆之山より分靈になつたと傳稱してゐる。當社の東方に客神社あり、此の地へ伊邪那伎之尊が、來御の傳説がある、塚田古墳の東方即ちシロイワ山の麓には、大神岩、嶽さんと稱する、巨岩の崇拜所もあり、又塚田古墳下流三丁の地點にウバガ谷あり、此の下方にカミノキと言ふイワクラのような巨岩累石し崇拜した跡がある。オサギ上、シロイワ、要害山の絶頂にも巨岩の累石やメンヒルの様な所が、幾個所もあつて、北の方即ち大比良部落に面した所には、権現谷、フロノ谷、休ミ岩、の地名が残つてゐる。大比良部落の下流五丁の所に、守合と稱する部落あり、此所にも現在岩神と稱して、イワクラの如き巨岩の累積した所を崇拜しゐる。比婆之山山麓を流れる伯太川の下流、比婆之山より十五丁の河邊に志保美神社あり、この地は素盞鳴尊の來御になりし所と言ふ式内社があるが、一村内に由緒ある神の鎮座ますことは、即ち太古信仰の發祥を示すものではあるまいか。此の下流十五丁の地點に、式内社のある青垣山がある、

母里村の東南端である、この附近は出雲と伯耆の境に近いところで、この國境線にも古墳の規模の大なるもの十五ヶ所發見してゐる、この地を調べて見ると、出雲と伯耆の交通路であつたやうに思はれる。地名も大和谷、大國、天津、絹屋と稱してゐる、この絹屋の部落には、織屋塔ハタヤと稱して現在絹織物の祖神を祀れる社もある、要害山の南方即ち大和谷の川上、即ち出雲國內須山部落に前記、御神戸ミカミトと稱する高山あり、絶頂には巨岩累積あり、上には巨岩座あり、土地の人の傳説に、太古伊邪那伎之尊がこの山頂へ御登りになつて、比婆之山、上之臺山即ち神之代山を見出し給ふたところであるが、現在此の高峰には天狗様が居られるといふ靈山である、前記石座より見れば比婆之山、上之代山、は眼下に見下おろす、兩靈山は手に取る如く、如何にも太古に千草別に別け給ふて、當山より兩靈山の適地なることを認め給うたことを雄辯に物語るものである。

比婆之山を中心に附近一帯に現在、鑪谷、鑪床、鑪原、塚鑪と稱して鐵滓の累積してある所が、數十ヶ所ある。之等の點より見ても、太古の民族が住居してゐた證據——即ち自然の地勢のしからしむる所以で、單に現代人が想像し得られない現象ではあるまいか。右地帯より發見した古土器、鋼鐵器、石器、同破片等は拾得し保存してある、識者に聞くと神代の遺物であると云ふ。此

の點より考察するに、太古人の密集地であることが、認識し得ることも出來、從て比婆之山も認識せられ、太古出雲之國天孫降臨の地、神代山も認識し得るであらう。

かゝる意味に於て、私は比婆之山附近一帯を調べつゝも、尙度々前記の如き靈感か、不思議の感が朝夕神を拜する時に感ずるので、今迄踏査等の考が少しもなかつた者であるに、自然に調査をせなければ、皇太祖大神に對し奉りて申譯がないと云ふ敬神的信念が頭を上げて、知らず知て、踏査をする、調べて見る度にそこに驚くばかりの遺跡遺物を發見する。それが無一文の私がすることが、次ぎから次へと宣傳せられ、今では半歳餘の間に、中央學界の耳へも入らんとする時、私自身として驚喜の外はない有様で、實に御神力の御賜物と信じてゐる。

尙此上とも考古學者、研究者、識者の方々の實地調査を遊ばされんことを、心から希望し且つ最後に伊邪那美之尊の御神陵が一日も早く決定せんことを祈つて筆を擱く。

—(昭和二二・一・一〇)—

山を仰ぎて

渺茫たる大うなばらのたゞ中に、
天の瓊^{ぬほこ}矛の滴りは凝りて
固まり成りし、純なるわが^{おほやしま}大八洲、
神ナギ、ナミの稜威かしこし。

朝日たゞさす秋津しまの央
雲出づる國 神の拓かれたる地^{ところ}
日の大神を生まれ給ひし母みおやと
山川草木 なべて幸はふ。

嗚吁、神さりませしナミの神をば
かくし奉れる。比婆の山なみ、
明澄雄大快適を兼ねたれども
松籟唯 久米の宮に咽ぶのみ。

かくて悠々ここに五千載……………
天壤と窮みなき、わが國體の基礎、
正しき神業はめぐみ——慶びに暉き
永劫未來際異状あることなし。

形而下の科學と物慾だけを知りて
萬象解決の鍵を有てる如く思惟し、
惡靈の擒^{とりこ}らは「神憑り」と血迷ひ、

山を仰ぎて

病災の「お振替」を簡易なる宗教と尙び、
世は擧げて迷信の淵に墮ちんとす。

國危うして忠臣顯はるゝの理り、
尊貴の正神は非禮を享け給はず、
契機熟して隠れたる寶は索められ、
誤りたる過去の政教國策の一切は
漸々に破邪顯正せらるべし。

世に疎く忘れしわが日の妣山も
まこと神意に合致せる靈境ならば
遠からず至高至尊の存在として
國家の意識に上る日のあらん也。

さるにても太古魁偉の神人等が
靈域保存——報恩の爲に石境すべく
彼の巨大なる磐石を無數に積環し
擁護崇拜せし規模の偉大さに驚嘆す。

あやに畏き神籬の形態は長き星霜——
本地垂迹——習合の波と戦禍兵燹に虐げられ
櫛風沐雨悲しき運命を辿りしも「時」か、
さはれ見よ神威は赫々として滅びざるを。

千古に動かざる鎧ヶ瀧と神門の幽巖、
何をか證徴する「神籠石」の大神秘、

山を仰ぎて

純正なる信仰に依てのみ人は神なり、
儼乎たる祖神の不死なる靈は………
何ごとかを吾等に囁ぐ、ひたすらに。

|| (昭和一一・一二・一) ||

伊邪那美尊を祀れる神社

〔官幣大社多賀大社〕

滋賀縣犬上郡多賀村

「伊勢へ七度、熊野へ三度、お多賀さんへは月参り」

「伊勢へ参れば、お多賀へ参れ、お伊勢、お多賀の子ぢや孫ぢや」

の古俚諺で名高い江州多賀大社は我國の祖神、伊邪那岐命、伊邪那美命の二柱を祀れるお宮である。人の生命を護り賜ふ御神として世人の崇敬厚く、参拜者いつも引きも切らぬ程である。境内は有名な石の大鳥居や、拜殿、本殿、杉檜の老樹枝を交へた境内神々しく森嚴である。

〔國幣中社白山比咩神社〕

石川縣石川郡鶴來町

崇神天皇の御時の鎮座で加賀國の一宮である。諸冊二尊と菊理媛命を奉祀せるお宮で、往昔は白山の頂上にあつたが、後に現在の地に遷座されたものである。中世時代には修驗道場として知られ、白山衆徒の名は歴史上にしばしば見ゆる所の一大勢力であつた。白山頂上にも奥の

伊邪那美尊を祀れる神社

院として今も奉祀せられ、登山者の尊敬を集めてゐる。

〔官幣小社 波上宮〕

沖繩縣那覇市若狭町

琉球國の一之宮で伊邪那美尊、速玉男の神、事解男の神を奉祀せるお宮で、我が比婆山式内久米神社の祭神と同じである、境内は三面とも數十丈の海を臨むだその斷崖にて上に社殿が祭祀せられてゐる。毎年の例祭の神幸式は、琉球國で稀に見る壯觀である。

〔新熊野神社〕

京都市東山區今熊野町

後白河上皇の御創造で伊邪那美尊を奉祀せる神社である。京都三熊野の一つであるが、應仁の兵火に焼かれて衰微し現在は村社である。

〔熊野神社〕

京都市左京區聖護院町

伊邪那美尊を祀る。本社も、また、後白河上皇が御崇敬ありし紀州熊野權現を勅して此の地に勸請せられしもので、御創建の當時は土砂樹木に至るまで彼地より移され、宮殿樓門等宏麗を極めしも、應仁の兵火に悉く蕩盡した。其後久しく假宮であつたが、寛文年間に再興せられ

更に下つて天保年間に、光格天皇が檜皮葺屋根を御寄進に成つた。それでも昔日の十分の一にも及ばぬと稱せられてゐる。境内は樹木森々として古樹多く、世俗に云ふ所の聖護院の森である。因に聖護院は宮門跡で、三井寺の長吏として、熊野三山の別當を總管して居られた。

〔官幣大社 熊野速玉神社〕

和歌山縣新宮市

〔官幣大社 熊野座神社〕

和歌山縣東牟婁郡本宮村

〔官幣中社 熊野那智神社〕

和歌山縣東牟婁郡那智村

國史に有名な往昔の熊野三山權現で、祭神は諸冊二尊、素盞雄尊、速玉男尊、事解男尊初め、天神七代神五代の神々を奉祀せる神社で、朝廷の尊崇厚く、天皇行幸の御事がしはしはあつた由緒なるお社である。最近は交通の便よく成つて、參拜者がとみに激増しつゝある。

〔秩父三峯神社〕

埼玉縣秩父郡大瀧村三峯山

景行天皇の四十一年、日本武尊東征の際、諸冊二尊を奉祀して當山に鎮座せられしもので、靈驗現なりとて殊に關東方面に講中多く、崇拜せられてゐる。

其他縣社村社は全国各地にあるが茲に省略し置くことゝした。

出雲國能義郡比婆山に神護石を發見 (大阪毎日新聞記載)

郷土出身の考古學徒、木代東京高師助教授

【東京發】郷土島根が生んだ新進の考古學者によつて、出雲から貴重な考古學資料が發見されて新秋の考古學界に話題を投げてゐる快ニュース——東京高師助教授木代修一氏は考古學界の新進學徒として令名あるが、今夏暑假を利用して、たま／＼墓參のため能義郡に歸省中、かねて古事記にある伊弉冉尊を葬り奉つた雲伯の境と土地の人々が信じてゐる、同郡井尻村横屋の比婆山に神護石(神籠石ともいふが)見事に残つてゐることを聞き、調査したところ、標高三二〇メートルの比婆山の山頂近い二八〇メートルの高さのところ、山上の久米神社奥宮を中央にして、同じ高さですらりと山を取圍み、その長さは約三キロにおよび、しかもその

列石の状態 がいままで發見されてゐる、北九州地方のものとは違つて、人工の痕を残さない自然石の累積があり、大なるものは一つの石で四五尺以上の高さをもつ、數段積重ねてあり、小

さい石は人工による積石の趣を有してをり、かつて學界に論争の渦を捲起した喜田貞吉博士の瑩域説の神護石は。山口以東に發見されたことはなかつたので、歸京するや直にこの旨を喜田博士に報告、博士もこの發見を大いに喜び、健康上自分で調査にゆくことができぬので、近く同博士の助手が現地を調査することとなつてゐる。なほこの神護石が同一標高の高度をもつてめぐらされてゐること、一部は岩石の自然に露出露頭したものを利用して、人工的に構築された古代遺跡であると木代氏は鑑定してゐるが、しからは故關野貞博士と、喜田博士によつて交へられた論争の山城説に基づく神籠石であるか、喜田博士の瑩域説のものであるかといふに、比婆山殊に伯太川の對岸である上之台等に古墳群が分布してゐるところからしても

瑩域説に基くもの と見るべく、殊に前方後圓と推定される奥の宮の古墳があるところからして、この神籠石はこの古墳を對象として作られた宗教的意味を持つ神聖な瑩域を劃する神護石であるとの學的診斷を下してゐるが、いづれにしても、わが國文化の上に燦然たる光輝を放つ出雲文化の貴重な考古學的資料である。右について木代助教授は語る。

私は歸省中たま／＼このことを聞き、八月十日に踏査しました、比婆山といふのは安來から伯

太川に沿うて南へ溯る十五キロの地點にある傳説の靈山で、山上山麓に久米神社があり、土地の人々は、古事記の靈蹟と信じてゐる山で、雲伯地方では有名な安産の神様です。伯太川に沿うた東側から神護石が発見されてゐて、土地では飛岩と稱してゐたのです。ところが此六月竹や灌木で蔽はれてゐた他の部分にもこの石が存してゐることが判明したもので、山城説の神護石は谷の水門に關する施設が堅牢ですが、比婆山のそれはさうでないところからして、貴人を葬つた瑩域の玉垣と見るが至當ではありますまいか、土地では直ちに伊弉冉尊の御陵である確證と斷定する資料にしたい様子ですが、學問的にはさう飛躍した論定を下すのは早計です。たゞ斯くのごとき神護石が残つてゐるといふことそれだけで、立派な古代遺跡ですし、私も近く文部省の専門家にお話ししようと思つてゐます。そして來春多少これと關聯あると思はれる山麓方面の古墳を精査する積りです。

文部當局談

「先月古墳の専門家である上田三平君が、島根へ出張したが、そのことについては何らの話しも

してゐなかつた。事實木代君調査のやうなものがあるとなれば、考古學の興味ある発見なので、當然地元の縣の史蹟調査委員も踏査し、縣から史蹟としての指定申請等の問題も起きてくることと思ひます。今日までのところ縣から何らの通知にも接してゐません。

〔比婆山の神籠石〕

小松原氏調査結果を語る

今夏発見されてより、地方考古學界を賑はしてゐる、能義郡井尻村遺蹟の神籠石につき、さきごろ來山陰の史蹟研究家小松原眞琴氏は、實地踏査研究を行つたが、その結果一大遺蹟として中央學界關係方面に報告のため廿日上京した。なほ氏は語る。

比婆山麓伯太川の對岸日向台には、古墳群(三十六)が分布しつゝあり、これら古墳を對象として神嚴な瑩域を劃するこの神籠石は、延長五キロにおよび、南から東北までは高さ一丈くらゐ累積して三段に續き、その構設の壯大は、眞に文化史上燦然たる資料であるとともに貴重な遺蹟である、私はさらに東上し、宮地考證課長や鳥居博士ら諸權威とともに研究するつもりである。

古事記(神代・上古史)を研究する人々に

本書を讀んで、もつと詳しく古事記・神代・上古時代を知りたいと研究に志す人々に、左記書物の御一讀を御推奨いたします。本書に引續いて御精讀を賜はり、建國精神の知識を十分得て頂く様に御すゝめする次第であります。

◇東京帝國大學 文學部教授 文學博士 加藤玄智 校 田井嘉藤次 著

○詳古事記新考(上卷) 菊判最上美本四百五拾頁 正價金三圓六拾錢

○詳古事記新考(中卷) 菊判最上美本四百五拾頁 正價金三圓五拾錢

○詳古事記新考(下卷) 菊判最上美本四百余頁 正價金三圓五拾錢 送料四拾五錢

《東京朝日新聞批評》 本書の特色とすべきは、本居宣長以後の學者の所論述作を列舉し、兼て日本書紀を解

釋參考し、更に明治大正年間の諸家の考證をも批判し、最後に自己の見解を述べ、以て研究者の學究欲を満足せしむ。其の點に於て本書は實に空前の參考書と云ひ得るのである。加藤博士亦其の研究の結晶、學的興味の無量を證明せられてゐる。

《明治聖德記念學會紀要批評》 今回大成された『古事記新考』上中下三卷の壹阡三百頁は、忌憚なく云へば、現今に至るまでの古典古事記の解釋書中の大作であり、且つ詳述新考のものである。考證あり、説明あり、議論あり、引證あり、古事記の地理、古事記の神社研究あり、吾人は實に多方面なる著者の學的態度の努力を多とせざるを得ぬ。挿入地圖寫眞亦大に讀書子の理解を助くること頗る大である、學界の爲に本書の完成を心から大に祝福して推奨する。

◇東京帝國大學 文學部教授 文學博士 加藤玄智 校 田井嘉藤次 著

○校異集成 註 古訓古事記 全壹冊 菊判最上製美本貳百三拾頁 正價金貳圓五拾錢 送料十四錢

著者は神道の最高職に在つた人。その潛心苦考數十年の學的辛苦を経て、日本の古典古事記古書の校異を檢校し完成したものが本書である。常に古事記のみならず、日本書紀・釋紀・神道諸書・諸祝詞・靈異記・風土記及元々集等の古典をも合せる討究檢考し、一々之れを標準的に綱羅した。本文は本居宣長の大作たる「訂正古訓古事記」を分段分節して、研究上の至便を圖り、以て日本古典の展望をこの一冊に據つて自由ならしめ得たり、加ふるに古典各家の訓法をも標記したれば、今や世に行はるゝ是等作品の類にあらず、上記の『古事記新考』三卷と兩々相俟つて、古典古事記研究界に於ける一大光明の研究燈たるに値す。眞に學界空前の作品たる

古事記神代(上古史)を研究する人々に

を失はず、敢て以て世の研究家、爲政家、教育家、高等學生の研究壇に獎むるものである。

◆臺北帝國大學教授 植松 安 著

○改訂 古事記新釋

全壹冊

四六判最上製本五百餘頁
正價金貳圓五拾錢
送料十四錢

著者はこの古事記を説くに當つて神代の卷に最も力を注いだ事を一言して置く、索引に附ては、單に解説を見出し得るのみならず、古事記本文の事項を探り得る目録の代用となる。

本書は難解なる古文を、最も平易なる假名交り文に書き下し、振假名を附し、詳細なる語義を附す。著者が國民心理を基礎として、神代と上古との風俗人情に下したる評論的文章は、各段章に顯れて、大和民族發展の由來を明かにし國民歸響の中心を説く、是れ本書の特長なり。今や世界思想の變遷は、將に我が國民思想に及ぼんとす。世界の日本、東洋の日本、我等の日本、これを此書に得よ。

◆臺北帝國大學教授 植松 安 著

○註釋 假名の日本書紀

全貳冊

四六判最上製本三百頁
二揃正價金七圓
送料廿四錢

日本書紀の一體に、假名日本書紀といふものゝ存する事は、從來一部の學者に知られて居たが、未だ普く其の存在を知る人が尠い。本書は著者が出来る丈の手を盡して調べ得た、廿餘種の異本を参照して著述したものである。内容は本文を漢字交りに書き下し、漢字に振假名を降し、假名に漢字を當て、一段毎に簡明なる註釋を

加へ、索引として解すべき詳細なる目録を添ふ。我が國體の淵源を知り、國民性の本質を明かにせる、正確なる國史を最も平易に讀み得る書である。學者・政治家・教育家・神職を初め其他何人も是非一讀すべき書である。

◆臺北帝國大學教授 植松 安 著

○記紀の歌の新釋

全一冊

四六判最上製本三百六拾頁
正價金貳圓
送料十四錢

古典の國民化。これは私の大に望む所であつて、さきに『古事記新釋』と『假名の日本書紀』とを著したが今また茲に記紀の歌のみに就いて書いて見た。古事記は文學日本記に歴史といふ著者の見方であるが、この兩記紀にあらはれた和歌は、勿論上古以來の韻文で、廣く誦し普く歌ふには最も適したものであると信ずる。此の書は或る和歌の講義録に筆を執つたものが、完成となり、それを更に増補して修めたものでもとより新論などいふものは無いか、現在の一般が讀むには至極便宜であると思ふ。——〔著者〕——

◆奥 間 德 一 氏 著

○大日本國號の研究

全壹冊

四六判最上製本三百頁
正價金貳圓
送料十四錢

古來我國には大八洲、神國、皇國、日本等いろいろ合せて二十有餘の國號があり、其の何れもが、最も端的に我が國體國情を表示し、且つ我國の使命と進運を如實に指示せる、世界無比の最善最良なる稱號である、故に祖國日本の名を世界に顯揚し、我が國體を堅護せんとする忠君愛國の士は、必ず先づ我が國號を正しく認識せ

古事記神代(上古史)を研究する人々に

なければならぬ。著者は茲に見る所ありて、一般國民のこれが研究に資せんが爲に本書を著述し、廿有餘の我が國號につき、其の由来名義は勿論、我が國體及國民性との關係から、更に進んで我が皇國の大使命と、ニホン・ニツボン・ジャパンの正否問題等につき、極めて周到なる考證と解説を遂げたものである。

◇第七高等學校教授 新屋敷幸繁 著

○古事記の鑑賞

全壹冊

四六判最上製本三百頁
正價金壹圓八拾錢
送料十四錢

何とかして、古事記を正しくはつきりと理解し、古事記を自分のものにしたといふ欲求に依て本書が生れたのである。唯讀物として面白い様に努めた點や、部分的斷片的なものでなく、これだけの研究の中に、古事記の全内容を盛り、通讀後古事記全卷を見通したと同じ効果を擧げようと云ふ苦心の跡を御理解下さつたら幸ひである、内容の正否價値如何に就ては江湖諸賢の御批判を仰ぎ其の御指導を得て益々努力を續けたいと思ふ。〔著者識〕

◇栗山周一氏 著

○日本闕史時代の研究

全壹冊

四六判最上裝美本四百五拾頁
正價金貳圓
送料十四錢

今まで國史といふもの、着てみた衣裝を脱かして、全くの裸體としての肉體をしつかり見つけて見た。衣裝の外がはから見てみた時には、その衣裝の美しさを通じて、その肉體を想像してゐたにすぎないが、一度うるさくも身にまとい羅衣をおしげもなく脱ぎすてみると、そこに豐麗な肉體の偽らざる眞の國史が現れて來て、

我等の心を躍動せしめずにはおかぬものが發見されて來るのである。從來の國史は全く煙幕につまられた、はるか彼方にあるものを、安價な望遠鏡を通して恐る恐るながめてみた様なものであつた。一度此の煙幕をとり、去りカムフラージュを除外して、眞實の姿を見るなら、そこに偽らざる國史が、よりより太古へ溯つて展開されるのである。本書は從來の日本の國史を全然解きほぐして、新しく科學的に組織しようとしたものである。讀みゆく程に、實に興味の盡きない日本太古史である。

◇栗山周一氏 著

○少年史傳 國史以前のお話

全壹冊

四六判最裝美本四百五十頁
正價金貳圓
送料十四錢

青少年諸君が學校で學ばれた國史は、神代から初まつて現今までの興味ある歴史であつた。では神代以前の國史はどんな有様であつて、どんな人間が生活して、その遺蹟や遺物を今日まで残してゐるか云ふ事を知るのには、實に面白い研究である、本書はその國史以前に附て詳細に、誰れか讀んでも分る様に、平易流暢に書いたものである。初めて出來た青少年用の讀物であり、又小學校の先生の隨一の教授用參考資料でもある。

◇宮崎久松氏 著

○少年史傳 古事記物語

全壹冊

四六判最上裝三百餘頁
正價金壹圓八拾錢
送料十四錢

吾國最古の歴史、最大の古典文學、歌謡と傳説と信仰、それ等を含括した祖先の生命の庫、眞に古事記は日本

古事記神代(上古史)を研究する人々に

の誇であるにも係らず、國民の多くは之れを讀まないでゐる。之れ神代ながらの神秘的寶庫は、開けるに容易でないからである。古事記の民衆化!! 神秘的寶庫を開ける鍵を國民一般に與へること、本書は之れを唯一の使命として生れ出たものである。本當に古事記とは如何なるものかと云ふ問題に對して答へを用意しようと思ふ者、本當に祖先の歴史を文學を全生活を知らうと欲する者、本當に興味を古典に求めようとする者は、必ず本書を手にするべきである、本書が一度手に取られた時、謎の古事記はわかり易く、而も面白き古事記に成るのである。國史及國語の教材も、學習も思想の善導も、歴史、文學、語學の研究も、本書を離れては蓋し本書のみは得られないであらう。

【上記書籍】發行所 東京市神田區一ツ橋貳丁目三 振替貯金口座東京八七貳番 大同館書店

◆栗山周一氏著

—(近刊豫告)—

○少年史傳 叢書 日本考古學(銅鐸物語) 全壹册

右目下執筆中不日印刷に着手の豫定

出雲伯耆
比婆山
伊邪那美大神
御神陵

比婆山教本院

島根縣佐美郡井尻村

古事記神代(上古史)を研究する人々に

比婆山四季

二二二

圭炎子

○比婆仰けば照る日も曇る

かろこいし
神籠石からたつ霞。

○飛岩あたりへ四阿建て

あつまや
青葉にながめる鏡瀧。

○上の臺から比婆山見れば

御陵バツクに布く紅葉。

○久米の社地から寺址かけて

滑るスキーも雪の原。

○井尻名所は比婆山さまよ

松が見えますちら／＼と

松のネ御陵に久米の宮

昭和十二年三月十三日印刷
昭和十二年三月十七日發行

伊邪那美尊神陵の研究

正價金貳圓

著者 山陰史蹟協會

東京市神田區一ツ橋二丁目三番地

發行者 阪本眞三

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷者 寺井藤左工門

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所 大日本印刷株式會社

不許
複製



發行所

東京市神田區一ツ橋二丁目三番地
振替貯金口座東京八七貳番

大同館書店

◇上原一實氏著 (四六判最上美本 全壹册四百卅頁) 正價金貳圓 (送料金 十四錢) 【我が出版界唯一の書】

最新刊 少年史傳 武藏坊辨慶

〔國民英傑「辨慶」の全貌〕 義經といへば直に辨慶を想起し、辨慶ときけば直に義經を聯想する程に、兩者は親近不離の關係をもつて、國民の腦裡に刻み込まれてきてゐる。誠に辨慶は義經傳説に於ける大立物である。本書は近古文學專攻の著者によつて、義經記を始め幾多の軍記物、謠曲、舞曲、お伽草子等の近古文學より、江戸期の淨瑠璃、歌舞伎脚本に亘つて、汎く辨慶傳説を蒐集し、一方史實の裏付之に依りて親しむべき國民英傑「辨慶」の全貌を、平易明快に物語風に描出したものである。——(口繪八葉 挿畫十葉入り)——

次目内容

第一篇 惡童：(鬼若丸：京の惡たれ：叡山修業：武者修行：書寫山の荒車) 第二篇 主従の約：(鞍馬山の牛若丸：大入道の太刀奪：牛若辨慶五條橋：鞍馬出：牛若丸東下り) 第三篇 西海の波：(風雲兒：浮島ヶ原の對面：西海の波：運命の急轉：義經腰越狀) 第四篇 都落ち：(土佐坊正尊：堀川御所の夜討：船辨慶：大物の浦) 第五篇 吉野の雪：(別離：身代り辨慶の濡れ鼠：忠信の最後：靜御前) 第六篇 北陸道：(作山伏：三ノ口の關：平泉寺の一夜：安宅勸進帳：「義經雨晴」と笈探し：念珠ヶ關：三瀬ノ奇禍：羽黒山參拜：龜割山の御産：山伏攝侍) 第七篇 衣川の最期：(平泉に到着：秀衡の死：衣川の合戦：辨慶の立往生：判官義經の最後：恨は永し)：終

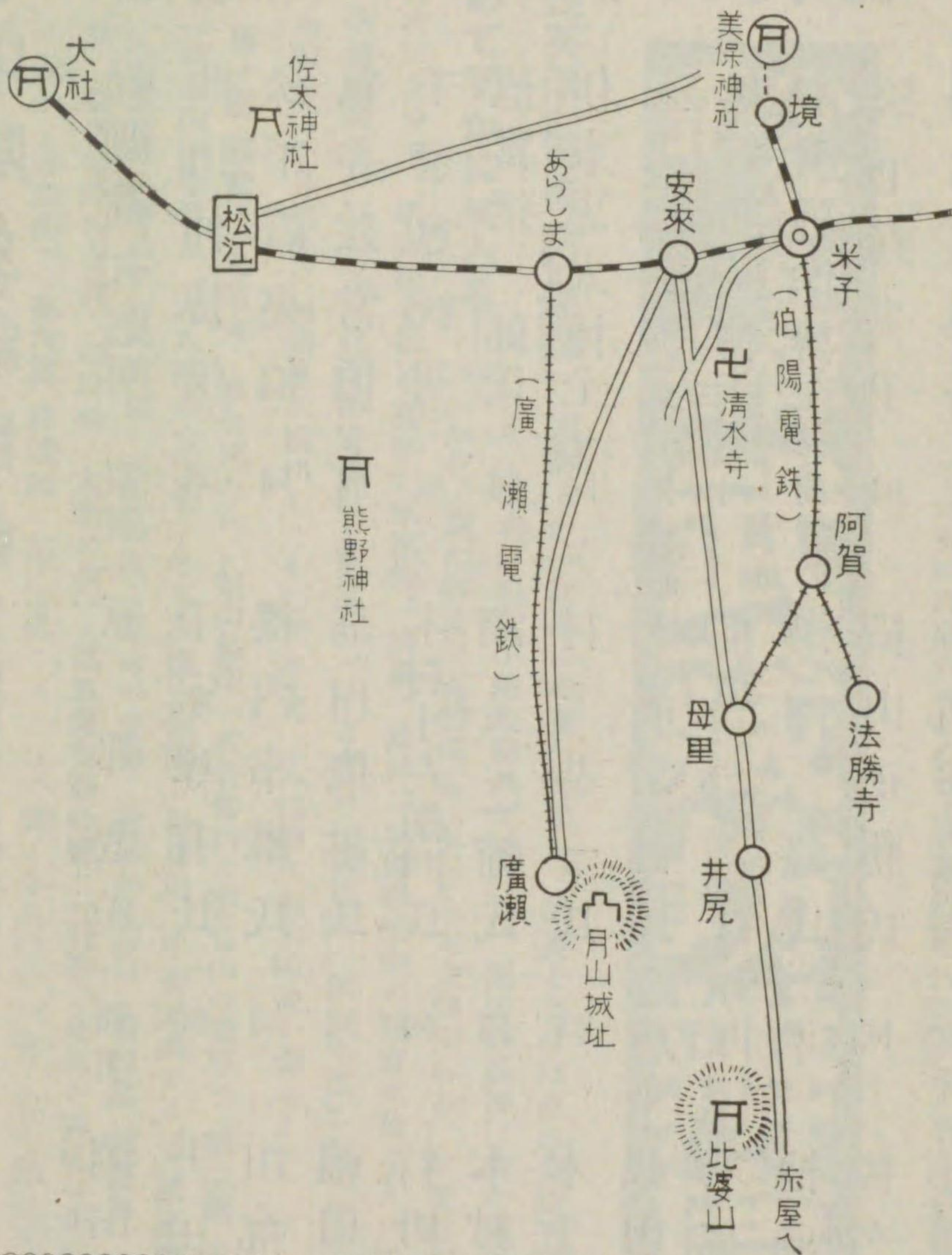
東京市神田區 (大館發行) 振替東京 貯金 七番 座口 貳番

◇山陰史蹟協會 烏根縣能義郡安田村 振替東京四九三七七番

總裁	若槻禮次郎男	顧問	原邦造氏	顧問	岡田信吉朗氏
顧問	池田仲博侯	顧問	千家尊有氏	顧問	升田憲之氏
顧問	松平直亮伯	顧問	櫻内幸雄氏	顧問	田部明之氏
顧問	龜井茲常伯	顧問	島田俊雄氏	顧問	福田秀五郎氏
顧問	千家尊統男	顧問	木村小左衛門氏	顧問	狩野藏次郎氏
顧問	德富猪一郎氏	顧問	潮惠之輔氏	顧問	木村林次郎氏
顧問	伊東忠太博士	顧問	村上恭一氏	顧問	木下益一郎氏
顧問	三上參次博士	顧問	入澤宗壽氏	顧問	福山龜太郎氏
顧問	黑板勝美博士	顧問	稻垣三郎氏	顧問	有馬頼吉氏
顧問	濱田耕作博士	顧問	湯澤溫氏	顧問	池淵貢氏
顧問	松平直平子	顧問	横山正勝氏	顧問	佐々田三郎氏
顧問	仙石久英子	顧問	多胡秀藏氏	主幹	小松原眞琴

[りな地の祥發業神國帝我は雲出國神]

□國體明徴を口にするものは先づ比婆山を探れ！



島根縣能義郡井尻村
比婆山顯彰奉贊會
 (番一里母話電内場役村尻井所務事)

□敬神崇祖を説くものは先づ再尊神陵を究めよ！

◇井尻比婆山への道案内

山陰線

米子驛下車……伯陽電鐵により阿賀乗換、母里驛に着く。母里より比婆山麓(井尻村横屋)まで自動車の便あり。電車賃米子母里間五十錢(時間四十七分を要す)

安來驛下車……定期自動車にて井尻行(一月十二回)赤屋行(四回)を選ぶもよし。(井尻まで十二軒、横屋迄十四軒半)自動車賃安來井尻間四十五錢(時間三十五分を要す)(安來横屋間六十錢)

●伯陽電鐵、定期自動車共各省線列車に連絡す。

(特に伯陽電鐵は一時間毎に發着しつゝあり)

比婆山頂の櫻花は毎年四月十五日—二十日頃盛り、尙冬季は原頭に於てスキーをもなし得、

(將來の施設計畫中)

有名なる「磐境」を探るべく
 母里より比婆山麓まで四
 軒、井尻より二軒半にして
 達し更に山頂へ一軒なる故
 一日のハイキングに恰適す

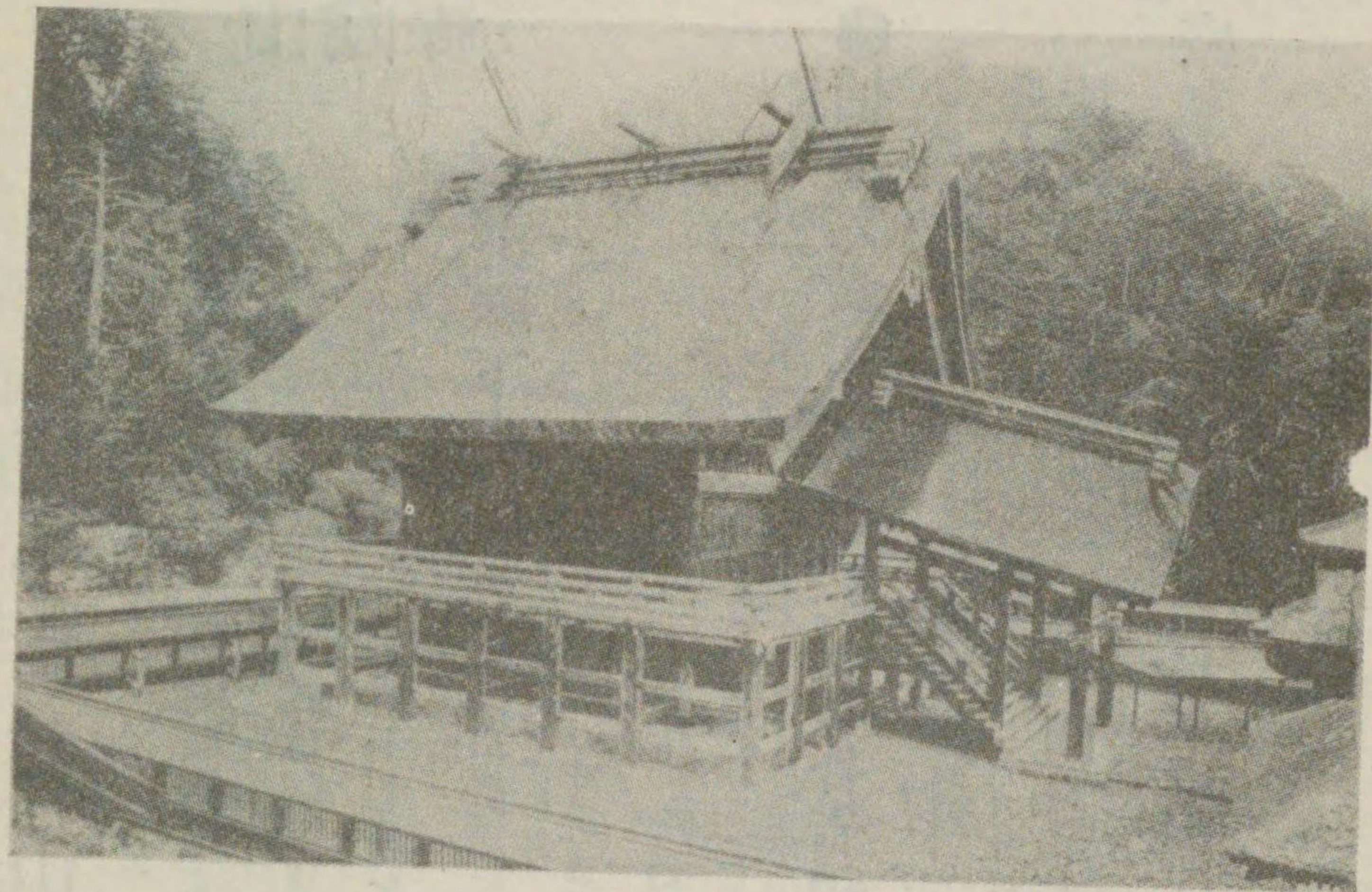
出雲製織株式會社

社長 專務

穴道 穴道 政一 一郎

出雲電氣株式會社

櫻内乾雄



出雲大社

出雲大社教本院

石州津和野町

稻成神社

((書叢傳史年少の事記係關に共と書本))

◆ 芦間 圭先生著〔各學校の教授資料に教室に兒童文庫に是非必備の要書〕

好評 少年史傳 書傳 日露戰爭物語 (上卷) 四六判上製四百五拾頁 正價金 貳圓 送料 十錢

絶讚 少年史傳 書傳 日露戰爭物語 (下卷) 四六判上製四百五拾頁 正價金 貳圓 送料 十錢

本書は現代の日本人にとつて缺く可からざる知識である所の日露戰爭の歴史を其の原因から經過結果まで著者が獨特の筆鋒でそれこそ詳し過ぎる程明細に説き盡したものであります。本書と共に是非御一讀して下さい。
 (内容目次)：第一 鷲と蜻蛉：第二 韃走る日本刀：北狄：臥薪嘗膽：迫る積亂雲：正面衝突：第三 黄海の勝鬨：(聯合艦隊出動：仁川沖の海戦：旅順襲撃：宣戰布告：旅順閉塞)：第四 北上破竹：(外交活動と國民の熱誠：朝鮮から遼陽へ)：第五 北海の惡龍：(元山沖の怨：海の災害：躍る惡龍)：第六 旅順開城：(攻圍開始：總攻撃：開城)：第七 奉天の會戰：(黑溝臺の激戦：決戦迫る：撃退・突破・包圍：奉天陥落：ハルビンとして)：第八 日本海の大戦：(露艦隊の東航：此の一戦)：第九 皇軍掉尾の活躍：(北韓進軍：北滿追撃：樺太回復)：第十 平和克復(和議前記：和議折衝：和議後記)：餘録：(戰前秘話)

奈良島知堂著 少年史傳 書傳 乃木大將傳 (六版) 正價金 貳圓 送料 十錢

奈良島知堂著 少年史傳 書傳 軍神廣瀨中佐 (最新刊) 正價金 貳圓 送料 十錢

山口 實著 少年史傳 書傳 東郷平八郎傳 (第三版) 正價金 貳圓 送料 十錢

湯淺城二著 少年史傳 書傳 軍神橋中佐傳 (最新刊) 正價金 貳圓 送料 十錢

八木橋嘉四造 少年史傳 書傳 一戸大將生涯 (最新刊) 正價金 貳圓 送料 十錢

東京市神田區一ツ橋二丁目三番 振替貯金口座東京八七貳番 大同館書店 (發行所) 大同館書店

大同館 出版

國語國文研究書

弊館出版の國文註釋書は何れも詳細に親切なるを基本として成り内容もすべて(本文)〔語釋〕(通解)と必ず備はり著作者の熱と力とに成りしもので絶対に類書中の白眉たるは勿論斷然研究者諸君に御満足を與ふ。

發行所

東京市神田區一ツ橋二丁目三番 振替貯金口座東京八七貳番

大同館書店

龍澤良芳著	源氏物語新釋	洞壺より須磨明石の巻までを各帖毎に大意語釋を加へ更に通釋を施せり實に理想の良書	【三版】	金六圓	送料八錢
石川誠著	源氏物語宇治十帖新釋	源氏物語の内にも宇治十帖は近代的な點に於て最も感興を惹く所であるこれが唯一の研究書	【好評】	金三圓	送料五錢
石川誠著	源氏物語概説(附)要選	前半は研究的批判的に源氏の全貌を遺憾なく發揮し後半は各帖の名文章の多くを註釋す	【最新刊】	正價金四圓	送料四錢
尾上登良子著	源氏物語大意	學者の驚嘆せる種々の名著國語科受験者が源氏研究のべくくりをする底本として有益な参考書	【七版】	正價金四圓	送料四錢
小林榮子著	源氏物語活釋(前篇)	此書を讀む人は源氏物語の全部の講義を居ながら聴くと同一の知識を得られるを以て	【再版】	金四圓	送料八錢
小林榮子著	源氏物語活釋(後篇)	此書の特徴は初めて古文に面接せる人にも直ちに堂奥の源氏物語も了解出来るなり	【再版】	金四圓	送料八錢
龍澤良芳著	源氏物語大鏡新釋	多くの類書の缺點を皆研究して成りしもの大鏡註釋も本書の如く行届けるもの無し實に理想の良書	【三版】	金三圓	送料八錢
小林好日著	源氏物語大鏡新釋	著者多年研究の書で親切な語釋通解の外明快な評論を施し鑑賞批評をなせる行届いた註釋書比類なし	【三版】	金四圓	送料八錢
石田吉貞著	源氏物語新釋	最も詳密な註釋を施し更に新しい思想と感覺とから批評鑑賞を試みた平家の註釋書として理想の書なり	【九版】	金四圓	送料八錢
石田吉貞著	源氏物語新釋	特色！巻首の太平記解説は纏まつた史論的知識を與へ受験に必用で且つ充分なる書である大好評	【拾貳版】	金四圓	送料八錢
小林榮子著	源氏物語新釋	伊勢物語の註釋書は現代に於て唯一の本書あるのみである難解の文章もこれ容易に知得せらる	【三版】	正價金四圓	送料八錢
浅井峯治著	源氏物語新釋	順徳天皇は八雲御抄で源氏伊勢大和は歌人の見るべきものと仰せられてゐる其天下唯一の註釋也	【好評】	金三圓	送料八錢
石川誠著	源氏物語新釋	古今和歌集の古典的註釋書中より更に粹を抜き要を撮んで叙述せる理想の寶典	【三版】	金三圓	送料八錢
小松尚著	源氏物語新釋	數ある類書の中で本書の如く詳細に説きしものなしあり著者の註釋を御覽あれ	【貳版】	金三圓	送料八錢
小林尚著	源氏物語新釋	應神適切な語句を採りて親切丁寧に註釋せるもので第一義的参考書從然草の新註なり	【好評】	金三圓	送料八錢
植松安著	源氏物語新釋	著者は此の古事記を説くに當つて神代の卷に最も力を注いだと稱せらるる世既に定評の名著	【拾七版】	金三圓	送料八錢
岡田稔著	源氏物語新釋	十訓抄は近世國文學の代表的著作として名高く文藝の各試験に度々出題されるものである	【貳版】	金三圓	送料八錢

金子彦二郎著	現代作家の人及作風(詩歌篇)	作風文章文例の五項を目立てて手際よく説述せる苦心の書	【新刊】	正價金四圓	送料四錢
原田芳起著	日本小説評論史序説	吉澤義則博士評して曰く弘く學界を益する好著國文學研究に新機運を齎す書也	【新刊】	正價金四圓	送料四錢
大竹貞治著	神樂催馬樂通解	古代より現代迄に表れた多數の参考書を基として研究し解説詳解せる好著なり	【新刊】	正價金四圓	送料四錢
石川誠著	萬葉集古今新古今集選釋	古來歌人の金科玉條とせる三歌集中より雅訓流麗な歌百首を選び懇切丁寧に詳釋す	【八版】	金三圓	送料八錢
永井一孝著	趣味の日本文學史	日本文學史の其大要を平易明快に趣味深く説く興趣と教養とを併せ得る近來の快著也	【新刊】	金三圓	送料八錢
川島武司著	近世名家國文新釋	徳川時代十九名家の代表作品三百五拾篇を選び適切な語釋通解を附せる参考書	【再版】	金三圓	送料八錢
山田武司著	雨月物語詳解	上田秋成の代表的傑作で江戸文學研究上必讀の参考書現代でもこれ程の名作は生れないと稱せらる	【好評】	金三圓	送料八錢
山田武司著	雨月物語詳解	内外二百番中定評の代表的名作四十四篇を選び明快詳密に詳解し巻末に能楽概説を附せり	【好評】	金三圓	送料八錢
野本米吉著	系統的國文學史新釋	國文學史の全體を體系學的に叙述せる書で多數作品の解説は充分詳密に代用せる	【再版】	金三圓	送料八錢
鬼澤福次郎著	系統的國文學史新釋	西鶴の町人物最初の作で金を描いて深刻を極め國文學史上珍らしい存在也	【好評】	金三圓	送料八錢
岡田稔著	西鶴日本永代藏詳解	高等教員受験者必讀書著者が多年研究に成りし結晶力の結つた唯一の詳解	【新刊】	金三圓	送料八錢
植村邦正著	西鶴世間胸算用詳解	西鶴傑作中特に珍しく感傷的な作品で大膽奔放な寫實的描寫で秘境を開闢す	【好評】	金三圓	送料八錢
尾形美宣著	西鶴好色五人女詳解	大膽奔放な寫實的描寫で秘境を開闢す	【好評】	金三圓	送料八錢
吉村重徳著	假名手本忠臣藏	大序より全部の院本で義經千本櫻 飯味し愛誦すべき名文	【好評】	正價金四圓	送料四錢
吉村重徳著	妹背山婦女庭訓及一の谷嫩軍記	章唯讀む丈でも面白く且つ研究上の参考となる書	【好評】	正價金四圓	送料四錢
小林榮子著	近松時代浄瑠璃集	近松逝いて二百年世に其天才を讃嘆する者益々多きを加ふ本書は其傑作集也	【貳版】	金三圓	送料八錢
小林榮子著	近松時代浄瑠璃集	近松の筆筆に或れる世話浄瑠璃の全部廿四篇を纏めて妙趣を味しむべく説きし書	【貳版】	金三圓	送料八錢

福永弘志著 ● 竹取物語新釋	森山右一著 ● 土佐日記新釋	吉澤義則著 ● 口譯詳註 萬葉集長歌全集	石川 誠著 ● 口譯詳註 萬葉集短歌選	吉村重德著 ● 落窪物語新釋	淺井峯治著 ● 住吉物語新釋	石田吉貞著 ● 新古今和歌集註釋	石田吉貞著 ● 新古今和歌集註釋	中島悅次著 ● 參考 宇治拾遺物語新釋	吉村重德著 ● 保元物語新釋	吉村重德著 ● 平治物語新釋	井上雄一郎著 ● 參考 義經記詳解	森山右一著 ● 神皇正統記新釋	笠松彬雄著 ● 東關紀行新釋	小松 尚著 ● 參考 方丈記新釋	川島益太郎著 ● 現代作家の人及作風 (小説篇)
小説の源泉童話に親しむ人の必読すべき國文書としてまた研究上にも必備な書である其註釋書最も行届いて詳しい土佐日記の註釋書口譯亦興味を添へる事大なり好評を博して増版出来	長歌全部に口譯し古來の凡ゆる異訓異説を列舉せる外頭註に詳細を盡し作者別索引を附す	短歌中の物作佳句又は名歌難解歌を悉く網羅し新鮮味豊かな詳註と流暢な口譯を施せり	落窪物語は事件の變化に富める趣味多き國文書であるそして之れが註釋書は唯本書あるのみ也學者間に健全な國文學趣味養成の手引として恰當の好著と稱せらるる本書は其唯一の註釋書なり	著者多年苦心の著で最新研究を取入れた全部の註釋書である所	説徳健明快何人にも了解し易きは世既に定評あり研究者に薦む	著者研究の結晶で絶大の好評を博す此書の如きはもと世に弘く行はれてよい國文書なり	我が國戰記文學の祖である軍記物語を讀まらんとする者又はこれを研究せんとする人々は先づ第一に繙がねばならぬのは此保元平治の姉妹篇である他に比類なき唯一註釋書	室町時代の代表的軍記物で御曹子牛若丸の一代記唯讀む丈でも面白いこれが唯一の全註釋書	本書出で、神皇正統記の眞髓は究明し盡されて餘蘊なし他に見ざる特色あり必讀を希ふ。著者の熱ある講義には必ずや讀者は誰しも自然興味の中に國文の實力を涵養せらる。	語釋通解の外異本を對照して誤りを訂せる等眞に行届いた良書國文研究者必備の書也	明治大正昭和の聖代の活躍した主力作家の數十名に就て人				
【五版】	【三版】	【増版】	【新刊】	【三版】	【新刊】	【最新刊】	【最新刊】	【好評】	【第貳版】	【第貳版】	【再版】	【四版】	【第貳版】	【第貳版】	【新刊】
金壹圓三拾錢	金壹圓貳拾錢	金壹圓貳拾錢	正價金貳圓	金貳圓八拾錢	金壹圓八拾錢	金壹圓八拾錢	金壹圓八拾錢	金壹圓八拾錢	金壹圓八拾錢	金壹圓八拾錢	金壹圓八拾錢	正價金貳圓	金壹圓五拾錢	金壹圓貳拾錢	正價金貳圓
送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢

少年史傳叢書

東京神田區一ツ橋町
二丁目三番地

大同館發行

松本 浩記者 ● 少年 明治天皇御傳 (三版)	佐々木貞之著 ● 少年 聖德太子御傳 (新刊)	宮崎久松著 ● 少年 古事記物語 (三版)	守屋貫秀著 ● 少年 菅原道真公 (四版)	大久保 龍著 ● 少年 源賴光四天王 (三版)	大久保 龍著 ● 少年 八幡太郎義家 (三版)	宮崎久松著 ● 少年 保元平治合戰記 (好評)	鷺尾知治著 ● 少年 平家物語 (增版)	中村時藏著 ● 少年 平將門傳 (新刊)
林 勇氏著	守屋貫秀著	奈良島知堂著	萩窪留吉著	林 勇氏著	古谷義徳著	古谷先生著	栗山周一著	春藤與市郎著
少年 右大將源賴朝 (增版)	少年 九郎判官義經 (上卷)	少年 曾我兄弟 (四版)	少年 畠山重忠 (新刊)	少年 右大臣源實朝 (再版)	少年 徒然草讀本 (新刊)	少年 論語讀本 (新刊)	少年 元寇と北條時宗 (新刊)	少年 武士道史談 (新刊)
正價金貳圓	正價金貳圓	正價金貳圓	正價金貳圓	正價金貳圓	正價金貳圓	正價金貳圓	正價金貳圓	正價金貳圓
送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢	送料十錢

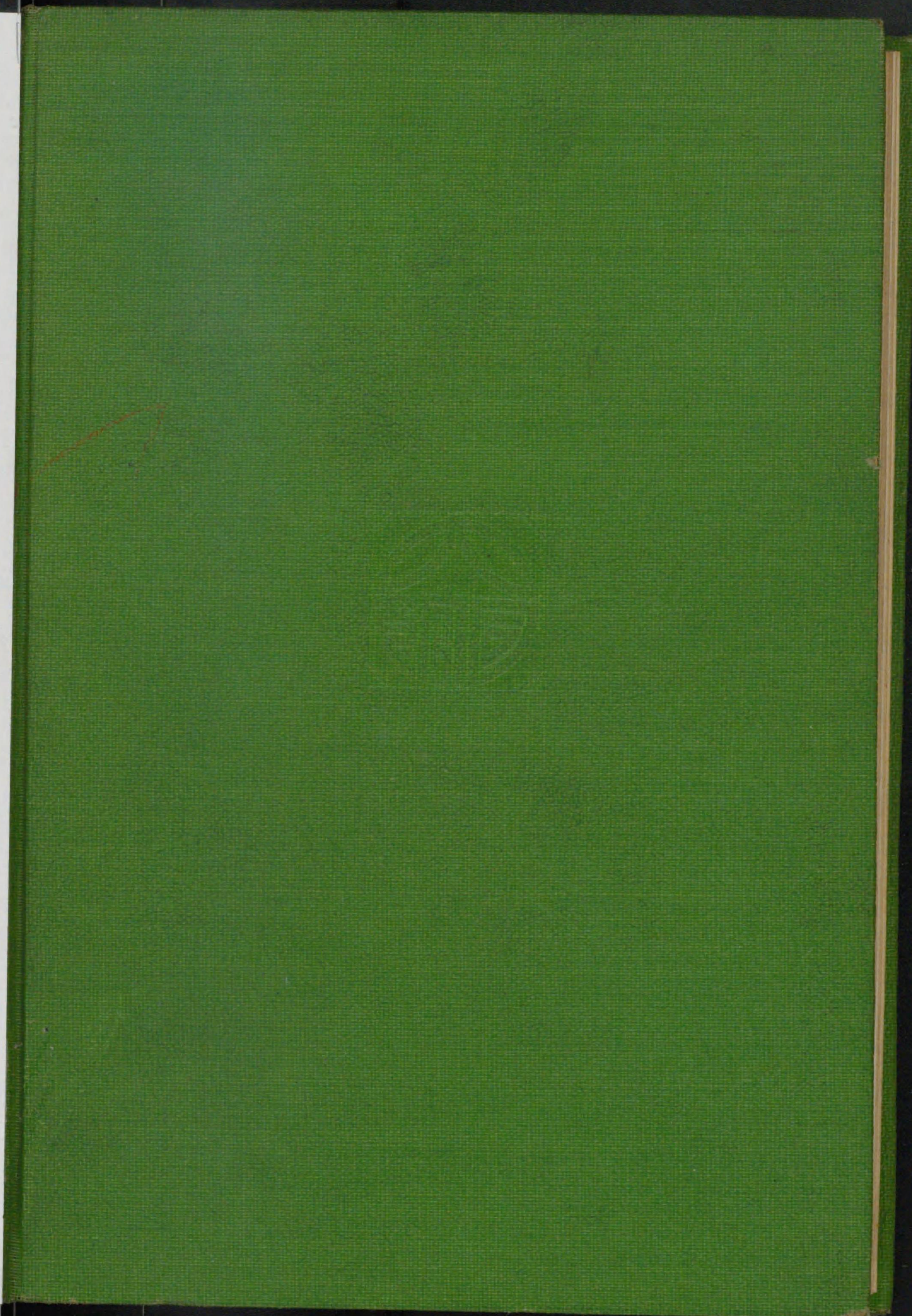
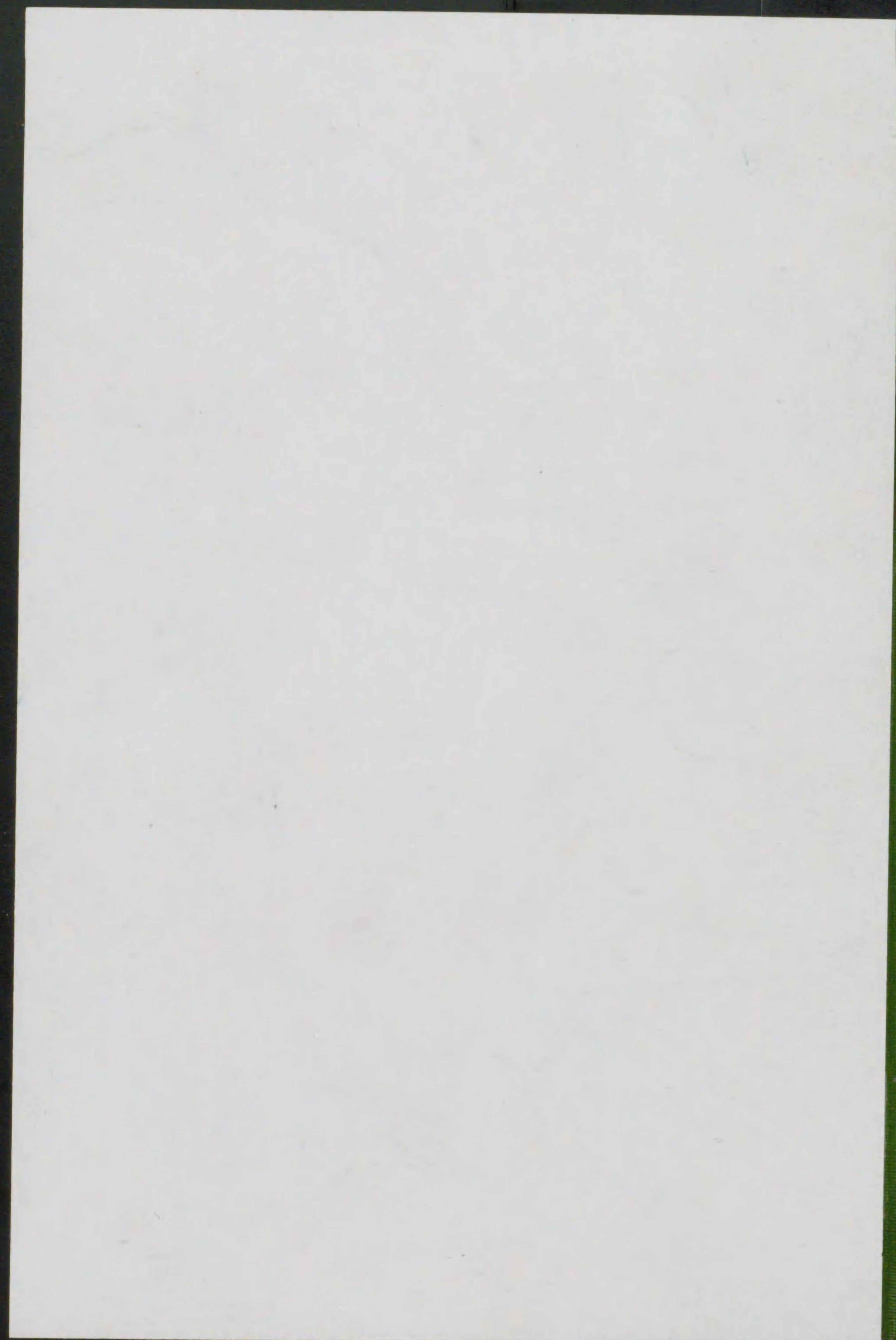
大同館少年史傳叢書

守屋貫秀著 桑田重郎著	源氏北條九代記(貳版) 正價金貳圓 送料十八錢	松本浩記者	豐臣太閣(好評) 正價金貳圓 送料十二錢
高群喜熊著	後醍醐天皇(新刊) 正價金貳圓 送料十四錢	春藤與市郎著	豐臣秀頼と大阪陣(新刊) 正價金貳圓 送料十八錢
濱田壽郎著	楠木正成精忠(四版) 正價金貳圓 送料十四錢	中村時藏著	徳川家康傳(新刊) 正價金貳圓 送料十八錢
吉松祐一著	菊池勤王(新刊) 正價金貳圓 送料十四錢	武田勘治著	名將蒲生氏郷(新刊) 正價金貳圓 送料十四錢
濱田壽郎著	楠木正行忠烈(再版) 正價金貳圓 送料十四錢	春藤與市郎著	石田三成と關ヶ原役(新刊) 正價金貳圓 送料十二錢
野尻二郎著	應仁亂と其前後(新刊) 正價金貳圓 送料十四錢	奈良島知堂著	加藤清正傳(五版) 正價金貳圓 送料十二錢
矢橋三子雄著	武田信玄傳(三版) 正價金貳圓 送料十四錢	内山留吉著	眞田幸村傳(新刊) 正價金貳圓 送料十二錢
高野盛義著	上杉謙信傳(新刊) 正價金貳圓 送料十四錢	宮崎久松著	切支丹と天草の亂(好評) 正價金貳圓 送料十二錢
野尻二郎著	毛利元就傳(新刊) 正價金貳圓 送料十四錢	鷺尾知治著	水戸黃門光圀公(新刊) 正價金貳圓 送料十八錢
春藤與市郎著	織田信長傳(增刷) 金貳圓五十錢 送料十二錢	吉松祐一著	伊賀越快舉録(好評) 金壹圓八十錢 送料十二錢
松本浩記者	木下藤吉郎(三版) 正價金貳圓 送料十二錢	中村時藏著	佐倉宗吾のお話(新刊) 正價金貳圓 送料十四錢

松本浩記者	山鹿素行傳(新刊) 正價金貳圓 送料十二錢	奈良島知堂著	二宮尊徳傳(三版) 正價金貳圓 送料十二錢
奈良島知堂著	忠臣藏(五版) 正價金貳圓 送料十二錢	高野盛義著	良寛和尚生涯(三版) 正價金貳圓 送料十二錢
佐々木龍郎著	松平定信傳(新刊) 正價金貳圓 送料十二錢	中村時藏著	藤田東湖傳(新刊) 正價金貳圓 送料十八錢
芹間圭著	倭寇と山田長政(新刊) 正價金貳圓 送料十八錢	針生宗伯著	幕末に於ける北地探檢(新刊) 金壹圓八十錢 送料十八錢
奈良島知堂著	井伊大老(附櫻田門事變)(增刷) 正價金貳圓 送料十二錢	神谷敏夫著	坂本龍馬生涯(新刊) 正價金貳圓 送料十二錢
三浦藤作者	中江藤樹傳(新刊) 正價金貳圓 送料十二錢	松本浩記者	西郷隆盛傳(五版) 正價金貳圓 送料十二錢
三澤諄治郎著	上田秋成傳(新刊) 正價金貳圓 送料十二錢	奈良島知堂著	大久保利通傳(新刊) 正價金貳圓 送料十二錢
大野武男著	塙保己一傳(新刊) 金壹圓六十錢 送料十二錢	中村金藏著	木戸孝允傳(新刊) 正價金貳圓 送料十四錢
松本浩記者	吉田松陰傳(五版) 正價金貳圓 送料十二錢	古谷義徳著	北白川宮能久親王(新刊) 正價金貳圓 送料十四錢
古谷義徳著	伊能忠敬(好評) 正價金貳圓 送料十二錢	高木英一郎著	輝く白虎隊(再版) 正價金貳圓 送料十八錢
長谷川安一著	頼山陽の生涯(再版) 正價金貳圓 送料十二錢	濱田壽郎著	勝安房の生涯(三版) 正價金貳圓 送料十二錢

大坪草二郎著 少年 ▲ 嵐の時代 明治九年(新刊) 正價金貳圓 送料十二錢	中村金藏著 少年 ▲ 伊藤博文公傳 (新刊) 正價金貳圓 送料十八錢	荻間 圭著 少年 ▲ 日露戰爭物語 (新刊) 上下各金貳圓 送料各十四錢	奈良島知堂著 少年 ▲ 乃木大將傳 (六版) 正價金貳圓 送料十二錢	山口 實著 少年 ▲ 東郷平八郎 (三版) 正價金貳圓 送料十八錢	湯淺城二著 少年 ▲ 軍神橘中佐傳 (新刊) 正價金貳圓 送料十八錢	奈良島知堂著 少年 ▲ 軍神廣瀨中佐 (新刊) 正價金貳圓 送料十八錢	奈良島知堂著 少年 ▲ 野口英世博士 (新刊) 正價金貳圓 送料十八錢	栗山周一著 少年 ▲ 國史以前のお話 (新刊) 正價金貳圓 送料十八錢	栗山周一著 少年 ▲ 三種神器の歴史 (再版) 正價金貳圓 送料十八錢	長谷川安一著 少年 ▲ 芭蕉翁物語 (新刊) 金壹圓八十錢 送料十四錢	八木橋嘉四造 少年 ▲ 一戸大將生涯 (新刊) 正價金貳圓 送料十四錢	小林 博著 少年 ▲ 少年國史讀本 (上)(下) 各貳圓五十錢 送料各廿二錢	栗山周一氏著 新制 ▲ 小學地理勉強 (新刊) 價貳圓五十錢 送料廿二錢	吉松祐一著 ▲ 滿洲國の地理歴史 (新刊) 價壹圓五十錢 送料十二錢	宮脇信教著 少年 ▲ 釋迦様のお話 (新刊) 金壹圓八十錢 送料十四錢	松尾直明著 少年 ▲ 僧空海の一生 (新刊) 正價金貳圓 送料十八錢	高木英一郎著 少年 ▲ 日蓮上人傳 (新刊) 正價金貳圓 送料十四錢	松本浩記者 少年 ▲ 一休禪師の生涯 (新刊) 正價金貳圓 送料十八錢	三浦藤作者 少年 ▲ 日本昔噺讀本 (新刊) 正價金貳圓 送料十四錢	三浦藤作者 少年 ▲ 日本昔噺讀本 (新刊) 正價金貳圓 送料十四錢	吉原公平著 マルコ ▲ 大旅行記 (新刊) 價一圓八十錢 送料十四錢
---	---	---	---	--	---	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	---	---	--	---	---	---

729
66

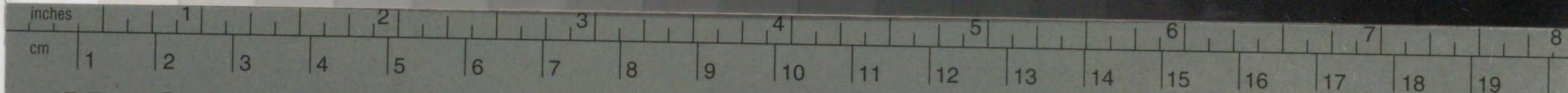


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

